●人造染料識別法

吾人が染料取扱中種々なる理由の元に其染料の種類の識別を要すること屢々あり
而して之れが識別法には試驗染法及グライン氏法の二あり
試驗染法とはクロームにて媒染せる毛及媒染せざる毛タンニンにて媒染せし木綿及媒染せざる木綿を取りて可疑染料にて染色試驗を行ひ之れと比較するにあり
グライン氏法とは染料の水に對する溶解度、タンニン酸に對する反應、塩鉛末に對する反應を試驗しグライン氏の表に照して之れを定むるにあり
其中最も簡單にして容易に實驗し得るは試驗染識別法なりとす
されば次に此れが試驗染識別法を述べて讀者の參考に供せんとす
可疑染料の溶液を造り下記五種の試驗染をなし其の結果によりて染料を識別す

第一試驗染

染浴にクロームにて媒染したる毛を入れ冷浴にて三十分間處理し順次熱して沸騰せしめ染色す

第二試驗染

染浴に硫酸曹達10%（毛の目方に對し）及硫酸亜鉛を加へたる後毛を入れて熱す

第三試驗染

染浴に硫酸曹達10%（毛の目方に對し）を加へたる後毛を入れて沸騰す

第四試驗染

染浴に食鹽10%（木綿の目方に對し）を加へたる後木綿を入れて熱す

第五試驗染

染浴にタンニン及吐酒石にて媒染したる木綿を入れ冷浴にて處理す
第一試驗にて毛を染色し染浴褪色となる時は媒染々料を想定し得るも普通毛と染色する染料にてクロームにて媒染したる毛と染色し得るを以て此試驗のみにて媒染々料を決定するを得ず然れども此の他第二及第三試驗にて全く染色せざるか或は僅に染色するときは媒染々料なりや否やを確むる爲に染料溶液を各別に酒精グローム及酒精アルミニュムを加へ長時間煮沸して後冷却し若し沈澱物を生ずる時は第一試驗に於て染色するも媒染々料にあらず、若し第一試驗にて染色し第二試驗にても染色し第三試驗にて全く染色せざるか或は僅に染色する時は單浴法にて染色し得る媒染々料なり
第二試驗にて毛を染色するときは酸性染料か或は酸浴にて染色し得る媒染々料なり而して染料に媒染剤を加へて沈澱物を生ずるときは媒染々料にて沈澱物を生せざるときは酸性染料なり尚酸性染料なるときは第四第五試驗に於て染色せず第三試驗にて毛を染色するときは酸性染料か或は直接染料か或は塩基性染料かの三種を想定し得若し酸性染料なるときは第二試驗にて毛を染色し第四第五試驗にて木綿を染色せず又若し直接染料なるときは第四試驗にて木綿を充分に染色すべし又若し塩基性染料なるときは第五試驗にて木綿を充分に染色すべし
第四試驗にて僅に染色するときは酸性染料か或は塩基性染料なり若し酸性染料なるときは第二試驗にても染色すべし又塩基性染料なるときは第三及第五試驗にて染色すべし
第四試驗に於て强く染色し石鹸温浴にて洗滌し脱色せざる時は直接染料なり
第五試驗にて染色し染料を殆んど脱敗するときは塩基性染料なり而して此の場合には第三試驗にて染色し第二試驗にて染色せず
然れども除外例としてヒスマルクブラウン、ビクトリアブリューの如き塩基性染料は第二試驗にて染色すべし

試驗所記事

○本年度流行色と染料堅牢度

紫色は苦しく本邦人の嗜好に適せる爲か濃淡の變化こそあれ該色の流行眞へざるが一方雅俗何に拘らず流行を見たりしが本年も尚ほ茶と中心としてやゝ淡きに移れる如し
今茶褐色染料中比較的堅牢なる物及び紫色の著干を擧げて參考に資せんとす但し鹽基の如き近時著しく劣品を見るに到り總入りさへあれば平等染着性ある直接染料を禁ず可し

名稱	製造所	日光堅牢	水洗堅牢
イムメヂアルエロ1D 帶黃褐	加	二	一
イムメヂアルブラウンGE 褐	加	二	一
イムメヂアルオレンヂO 褐	加	二	一
イムメヂアルブロズA 褐	馬	三	一
カレユートラバル 褐	加	二	一
ナオカテシーヌ 褐	瑞	一	一
	瑞	二	二
ナオケンブラウンB 褐	伯	二	一
以上褐色染料			
オキシダイアミンバイオレットB 暗紫	加	三	二
ダイアミンバイオレットN 暗紫	加	三	二
コンゴーコリンンB 暗紫	伯	三	一
パテントオキザーンイレット 馬	三	二	
以上紫色染料			

右表に於ける堅牢度を示せるなり
製造所略字加はカセ個ハマイスタルルーナエストブルーニング伯伯染料會社墨はバイエル瑞は佛國サンドニ染料會社馬はバダフシュ會社なり

編輯兼發行人　高谷復次郎
印刷人　赤本所右衛門
發行所　京都染物同業組合事務所

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナレ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多レ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナレ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以ッ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及ビ荒物店ニアリモレ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

京都染物同業組合月報

○急告

近頃染料關係會或ハ當組合ニ關係アルモノ、如ク粧ヒ會員募集ト共ニ會費徴收スルモノ有之候趣キナルモ右樣ノ會ハ何レニモ存在セサルノミナラス斯カル計畫モ無之候條全ク詐欺的行爲ニ相違無之候間豫メ御注意申置候尤モ本人ノ人相ハ脊高ク平顏ニテ數年以前當組合ニ勤務中不都合ノ行爲アリシヲ以テ辭職セシ竹村定次郎ト容貌ニ酷似セリ

京都染物同業組合

公示

公示第九號

左記ノモノ徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス
大正四年四月二十五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

形彫部員木室ツル徒弟	橋本源四郎
同　人　徒弟	池松豊次郎
同　人　徒弟	林　拾吉
糊置部員山下新太郎徒弟	松崎　拾等
同　部員鹽澤安次郎徒弟	伊藤幸一
紋上書部員和泉鶴吉徒弟	巽　好一
同　人　徒弟	尾關敏夫
同　部員竹谷長次郎徒弟	玉井常次郎
湯熨斗部員藤原芳徒弟	竹中タキ
同　部員安井藤太郎徒弟	加藤善三郎
小紋糊染部員渡邊銀七徒弟	久保拾吉
糸麻色染部員寺川均二徒弟	中橋傳次

公示第一號

左記ノモノ年期中ナルモ事故ニヨリ解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス
大正四年四月二十五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員川瀨幸次郎徒弟　大森市太郎

公示第十一號

左記ノモノ賀今組合員ニ於テ雇使スルヨトヲ停止ス

大正四年四月二十五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員佐藤九市徒弟　安藤忠次
同　人　徒弟　力石宇市

雜報

●部長會議　本月七日午後一時より各部長を招集して部長會を開催し石田組長議長席に就き歐洲戰亂以來染料價格は暴騰し當業者に苦痛を與へたるものありしも之れ需用供求の原則に基き其樣爲上己むを得ざる事柄なれば組合員は各々其自營策を講じと之れに對する覺悟を必要とするは申迄もなく各部に於ても夫れ夫れ計畫せらるゝ事なるも近時に至りては非常の暴騰にて殆んど染料商人が人爲的相場を狂奔せしむるが如き事實あるを認む依て此際個々の行動に委する能はざる現情に立ち至るを以て各部に於ても少劃を一にし之れに對するの方法を講ずるの必要を認め本會と同盟せるを逃べ左の議題を提出せり
一救濟策として染料輸入の道を開くの立法
二染料店及其以外のもの、思惑買を防止する方法
三時局以來の輸入染料調査をなすこと
四當組合に於て原料購買組合を設立すると及政府に向て低利資金の供給を受くると
五染料製造所を設立する方法
以上の問題に就き協議を凝したる結果四項は至急政府へ請願するの手續をなすこと五項は官營事業とせられたきと及此際染料は政府より直輸入をなし然る後當業者に拂下げを請願するの手續をなすこと其他調査事項に屬するものは組長に一任すること散會せり
●評議員會　本月十日午前九時評議員會と同部長會の決議に基きたる議案其他染料輸入方法に就き開議せり即ち
一輸入染料の調査
二海外市場の近況調査
三染料輸入に關する調査
四染料思惑買に關する防止策
五政府へ染料を輸入し更らに拂下げを請願すること
六官設染料製造所設立の請願
七原料購買組合の設置并に低利資金の供給を政府へ出願すること
右に就き協議の上大体の方針を定め評議員中に於て調査すべきものは各自分擔其任を盡し請願に關する事項は組長に一任し差し當り組長を東上せしめ請願をなすことの決議をなしたり
右に關し組長は東上する迄に内閣總理大臣及農商務省へ請願書を提出し度くの必要と認め西陣織物同業組合及西陣織物商組合京都染呉服問屋組合の賛同を得へ各組合組長の調印を求め去る十七日附を以て左の通り請願書を郵送せり

請願書

歐洲戰亂勃發以來染料ノ輸入杜絶セルヲ以テ之レガ價格ノ騰貴ニ就テハ己ニ業界ニ御調査相成居リ候由承リ感謝ノ至リニ奉存候本組合ニ於テモ之レガ救濟ノ方策ニ就キ種々熟慮致シ居リ候次第ニテ當業者モ當初ノ程ハ堅忍持久ノ策ヲ守リ居リ候モ戰亂ノ永續ト共ニ益々染料ノ品薄ヲ來タシ終ニ昨今ニ至リテハ需用者側以外ノ思惑買買スラ行ハレ、ニ至リ目下ノ市場ハ殆ンド狂奔的浮動相場ニ驅ラレ、ニ至リ戰前ノ價格ニ比シ甚シキハ十乃至二十倍ノ高價ニ達シ居リ候場合ニテ今ヤ當業者ハ之レカタメ殆ト營業ノ方向ヲ失ハントスルノ形勢ニ有之候就テハ現下ノ窮狀ヲ救ハンタメ御願希ハ（閣下）貴省ノ御援助ニヨリ此際政府ニ於テ

一政府ガ染料ヲ輸入シ當業者ニ拂下セラレタキコト
二染料製造所ヲ官營トシ急設セラレタキコト
三當業者ニヨリテハ原料購買組合ヘ低利資金融通ノ道ヲ講セラレタキ事

ノ三要項ノ實行ヲ企圖セラレンコトヲ切ニ懇願仕リ候
右京都市染織當業者ノ意志ヲ代表シ及請願候也
大正四年四月十七日
京都染物同業組合組長　石田喜兵衛印
西陣織物同業組合組長　亀田有成印

©Kyozomekai

西陣機物商組合組長　矢代庄兵衛印
京都染呉服商商組合組長西村治兵衛印
内閣總理大臣伯爵大隈重信殿
農商務大臣　河野廣中殿
各　通

當社一方此際京都商業會議所をしても京都染業の保護上援助を請ふべく左の請願書を差出したり

請願書

歐羅巴戰亂發生以來染料の輸入杜絶せる爲め之れが價格の騰貴に就ては已に業は御調査相成り居り候由承り感謝の至に奉存候本組合に於ても之れが救濟の方策に就き種々熟慮し居り候次第にて當業者も當初の程は堅忍持久の策を守り候も戰亂の永續と共に益々染料の品薄を來たし殊に需要者以外の思惑買買すら行はるゝに至り昨今の市場は殆んど狂奔的浮動相場に驅らるゝに至り戰前の價格に比し甚だしきは十乃至二十倍の高價に達し居り候場合にて今や當業者は之が爲め殆んど營業の方向を失はんとするの形勢に有之候就ては現下の窮狀を救はん爲め當組合會決議の下に左記各項の實行を希望致し此際貴所の御援助により之れが目的を貫徹致し度此段及請願候也

大正四年四月八日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

京都商業會議所會頭　濱岡光哲殿

一、時局以來の輸入染料國別、種別、數量、價格及び現在の在荷高等の調査
二、染料商及び染料商以外のもの、思惑買買に對する防止策の立案
三、染料輸入の道を開く方法の立案及び海外市場の狀況調査
四、當組合に原料購買組合を設立すること及び之れに低利資金の供給を受くる方法の立案
五、染料製造所を設立する方法の立案

●輸入染料調査　都長會の決議に基き本月九日石田組長は商業會議所書記長西浩氏井に書記一名を同道神戸税關に至り大正三年中の輸入染料取調べたり其結果左の通り

○アニリン染料
大正三年輸入（一月ヨリ十二月中）
數量三百十一萬八千〇五十二斤
價額百八十萬四千八百二十四圓
大正四年輸入
一月　九千五百一斤
同　一萬三千七百八十九圓
二月　八千百五十二斤
同　一萬二千三百九十一圓
三月　六萬八千七百〇七斤
同　十萬四千〇五十三圓

○アリザリン染料
大正三年中
數量　五萬〇四百四十三斤
價額九萬〇六百三十三圓
大正二年中
同　六萬六千二百四十八斤
同十一萬二千九百六十七圓

○人造乾藍
大正三年中
輸入　七十七萬六千七百二十二斤
價額百四十三萬八千三百〇七圓
大正四年
一月　（乾）七百〇二斤同三千四百六十三圓
（泥）三百斤　同九十圓
二月　（泥）五千五百斤同二千〇三十三圓
三月　（泥）八萬二千三百六十斤
同三萬三千六百八十圓

●石田組長覚上　別項の要件を御調査相成度旨へ請

大正三年輸入染料月計額

	アニリン染料		人造	乾藍
一月	365.748斤	197.123円	72.800斤	141.117円
二月	260.466	149.705	105.769	201.549
三月	213.310	124.383	59.916	117.500
四月	323.157	166.850	98.019	267.228
五月	323.901	193.965	142.337	267.228
六月	440.566	252.408	118.272	203.213
七月	528.886	307.019	102.742	177.539
八月	391.175	204.999	42.336	75.363
九月	134.431	62.404	8.333	15.913
十月	38.199	22.364	0	0
十一月	22.021	8.565	331	1.489
十二月	177.192	115.239	25.867	55.556
計	3119.052	1804.824	776.722	1438.307

一信と郵送せられたり
一輸入の統計は別紙の通に候御考察可被下候右に參考すべく會議所より大正三年分及び本年一、二、三月分の輸入額を大阪横濱神戸長崎等の稅關へ問合方早速御依賴可被下候（可成種類別に題出られ度候其詳細は別項西浩君御承知に候）
一染料輸入に就ては某々國（米國伊太利）へ貿商務省より調査の電報を發せられ候に付不日事情判明致すべく其上見込あらば三井物產會社に命じ可及的多量に輸入せしむべく考案の由に候
一染料製造所に就ては政府に於て理化學者の研究會を開催し調査しつゝ有之且下各地方に技師を派遣し實況を調査せしむべく其上見込相立候へば本年の帝國議會に議案を提出する覺悟に有之趣に候
一當又染料製造に就ては民間に於ても研究せるものあり現に三池炭坑は「アリザリン」染料に付從來より研究に從事しつゝあり今や製造に着手し一方「アニハン」染料製造の計畫中の由に候
東京瓦斯會社も「アニリン」染料の製造を計畫中に候趣に候右計畫に對し政府も考案中に有之趣に候
一原料購買組合低利資金に就ては府知事と懇議の上申請せらるべく而して此產業組合設立の上は低利資金融通の實格を有すること勿論なれば之れは戰時のみと云はゞ平時にも經營せらるべきものと確信するを以て充分調査の上設立を希望するとの事に候
一農商務省より靜岡名古屋京都大阪神戸の各地方へは吉國直富氏派遣相成候に付今日西會の上種々打合申置候
就ては主なる染料の種類、數量、價格等至急御調査置可被下候之れは各部覽なるものに就き考究的に調査を遂げられたく候

一輸入表（別紙）

數量　價格

四十四年一千九十六萬三千四百廿七斤
七百六十五萬五千三百八十六圓
元年　九百四十八萬九千百二十二斤
六百三十五萬七千二百七十圓

二年　一千〇四十萬八千八百二十一斤
三ヶ年平均　一千廿八萬七千百廿三斤
七百三十六萬一千六百十五圓
三年　七百七十五萬三千六百三圓
五百四十萬三千七百三圓

●各部の工賃標準制定　人料の暴騰に伴ひ之れが自衛の方法は只工賃標を制定し之を實行するより外道なきを以て去る三月初旬以來各部日を定めて順次總會を開催し之を協定せり去り乍ら今回の工賃標準は單に染料の高率に準據したるものにて手間賃及び一切產の原料を併用するものは注文主に對する勘定として十分斟酌を加へ及ぶ限りの低減をなすべし

○絹更紗小紋共友仙染（金壹圓以上現金取引）

一更紗　金壹圓八拾錢
一島寫　同　上　金拾參錢
友仙　同　上　金拾參錢

○羊羹友仙染（倍額仕切勘定一ヶ月）

一袷　五丈モノ並ニ八枚即チ六十三掛以下ノ染賃低　金九　圓
一同五枚形以下ノ　同　金參　圓
一中袖　金八拾錢
一夏袷シボキ　大袖　金壹圓拾錢
二巾ノ　金五　圓
三巾モノ　金八　圓
一同　先染　金參　圓
一同　先染白地　三巾以上ノ　金五　圓
一同　先染白地　三巾以下ノ　金四圓四拾錢
一玉紡冬袷引染　一疋　金五　圓
一帶揚八本ボ　壹反　金參　圓
一襦袢除シボキ　壹反　金壹　圓
一同　先染白地　一付　金四　拾錢
一同　白　地　一　枚　金四　拾錢

○絹帛友仙染（仕切勘定一ヶ月）

從前染工賃ノ十割上ゲ

○小紋染（仕切）

從前染工賃ノ十割上ゲ

○木綿更紗染（仕切上ゲ）

一古代更紗　七枚以下　金參拾四錢
一肩裏更紗　五枚以下　金五拾壹錢
一耳裏更紗　六枚以上　金六拾八錢
一印刷肩裏　甲　金八拾九錢
一枕敷　乙　四拾五錢五厘
一並更紗　三　枚　金四拾錢
一無地更紗　金拾錢
一無地更紗　金拾錢
一無地更紗　金

袋帯西小長尺　金壹疋七拾五錢
大巾頭巾石持　金壹枚拾錢
石持類三丈物　金壹反六拾錢
金　四丈物　金七拾錢
金　紺鹿子色　總テ珍色倍額
本耳絹丸石　珍色　壹疋參拾錢
節　絹　金　參拾五錢
金　濃厚色金　參拾錢
八ツ橋及枝綾　珍色　金參拾錢
羽二重　金七拾錢
紋羽二重（紋綾ヶ羽二重）　金四拾五錢
大巾紋綸子　金九拾錢
紋八丈物　鐵色　金壹圓貳拾錢
金　六丈物　珍色　金六拾錢
金　六丈物　鐵色　金壹圓
金　富士絹六丈物小巾　金五拾錢
金　大巾　金壹圓
機式下絵門二丈物無地　壹反四拾五錢
金　四丈物　金六拾錢
金　三丈物　紋附　金六拾錢
金　四丈物　金七拾五錢
大巾繻珍四丈物　珍色　金貳圓五拾錢
金　五丈物　金壹圓五拾錢
防禦鹿大巾六丈物　金壹圓貳拾錢
金　五丈物　金壹圓
金　七寸綸子　金貳拾錢
金　壹疋參拾錢

京都染工賃最低價格標準

紋附類三丈物　薄色　壹反八拾錢
金　紺色茄子色　金壹圓五拾錢
金　四丈物　薄色　金壹圓
紺色茄子色　金壹圓八拾錢
金　四丈物　金壹圓六拾錢
無地物類三丈物紺、鹿子色　金壹圓貳拾錢
金　四丈物　金八拾錢
無地、染丸帯　薄色　壹本六拾錢
金　紺、鹿子色　金壹圓
金　半帯　類丸帯ノ總テ　金半額
無地物　銀煮染　壹反七拾錢
目引物絹總込　金參拾錢
綾ヶ小巾兵見　薄色　壹本貳拾錢
金　中巾兵見　金參拾錢
金　大巾兵見　金四拾錢
紺色茄子色　金　總テ薄色倍額
紋附帽子　薄色　壹枚貳拾五錢
小切物無地　薄色　壹尺貳錢五厘
同　大巾　同　五錢
同　紺色鹿子色　同　總テ薄色倍額
紋　類　薄色　壹掛五錢
同　紺色鹿子色　同　拾錢
機式下紋附　二丈物壹反　六拾錢
同　四丈物　同　七拾五錢
同　無地　三丈物　同　四拾五錢
同　四丈物　同　六拾錢
綿入巾兵子帯　珍色　壹疋
繻綸大巾兵子帯　珍色　壹圓八拾錢
同　中巾木綿縞　同　壹圓貳拾錢
同　壹本廿五錢
同　大巾　同　同　參拾錢
同　紺色　壹本九拾錢
同　中巾木綿　同　同　七拾錢
小巾繻綸小見兵子茄子、紺色壹疋　參圓
同　薄色　同　六拾錢
繻綸四八物　紺、紫、鹿子同　貳圓五拾錢
同　珍色　同　壹圓
繻綸抽地　同　壹圓貳拾錢
同　壹切　拾八錢
同　天竺　壹圓八拾錢
同　羽二重、金巾類　茶　一釜七圓
法衣部
紋綾、縮緬子、紗、紹巾、絹、赤青　紫、鳶ヒ茶、桑、コ　一服六拾錢
同　黄日梨、杏色、樟金茶、黄　同　五拾錢
朝黄、ヒワ　其宗向同　六拾錢
同　他宗向同　五拾錢
羽二重、金巾類　茶鳶　一釜七圓
天竺　茶鳶　同　四圓
同　一服壹圓四拾錢
同　羽二重長羽裃　珍色　壹枚八拾錢
同　三丈物　同　壹反七拾錢
紺、鹿子色　壹圓八拾錢
紺、鹿子、紫、紺同　壹圓六拾錢
六丈物　珍色　壹疋　壹圓貳拾錢
六丈物紫、紺、鹿子同　參圓
帯　皮　珍色　壹本　貳拾五錢
鹿子、紺、紫同　參拾錢
丸　皮　珍色　同　六拾錢
鹿子、紫、紺同　壹圓
耳　裏　珍色　壹枚　參拾錢
帯上、腰帯、美人結同　壹反六拾五錢
鹿子、紫、紺同　壹圓五拾錢
同　珍色　壹本　拾錢
紺、鹿子、紫同　貳拾錢
紺　綿　薄色　壹疋　四拾錢
同　二枚兵子　薄色　壹本　拾錢
紫、鹿子、和同　四拾錢
同二枚大人兵子　珍色　同　貳拾五錢
二巾總鹿ノ子帯　同　壹丈ヶ拾貳錢
同　鹿子、紺、紫同　參拾錢
繻綸中巾帛紗　珍色　壹枚六錢
同　茄子、紺、紫同　拾錢
手拭八丈ヶ　珍色　壹切八錢
同　八丈ヶ　黒、紺同　貳拾錢
同　五圓
同　一服壹圓
蚊帳、羽二重、杏色、黒皮　一疋壹圓
同　一服壹圓
蚊帳、羽二重、杏色、黒皮　一疋壹圓
紺　類　浸染　一服四拾錢
蚊帳、羽二重　杏色　一疋壹圓參拾錢
厚板子　杏色　同　貳拾五錢
同　紫色　同　參拾五錢
麻　杏色、鼠、紫鳶、栗皮　同　四拾錢
紺　中　一服
同　黒染賃ニ參拾錢ヲ増ス
鼠　類　一服四拾錢
浸、水浸賃　同　貳拾錢

○總布黒染工賃最低價格標準

シルクフット羽二重三用　金壹圓八拾貳錢
金　並三用　金壹圓七拾貳錢
金　八重ノ上用　金貳圓貳拾錢
並八掛附　金貳圓八錢
金　中立長袖　金壹圓參拾八錢
金　中立節抜　金壹圓拾八錢
シルクフット斜子及縮緬ノ類三用　金壹圓六拾七錢
金　八掛附　金貳圓
金　中立長袖　金壹圓參拾貳錢
金　中立節抜　金壹圓拾五錢
重日其國三用　金壹圓四拾八錢
其　國三丈モノ三用　金壹圓參拾參錢
並　國二八モノ兩用　金壹圓貳拾五錢
其　國　金壹圓六拾六錢
同　中立長袖　金九拾九錢五厘
同　中立節抜　金八拾六錢

（以下附錄ニ續ク）

編輯兼發行人　萬谷復次郎
印刷人　藤本新右衛門
京都市釜座通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

附錄

定紋ノ部（上繪付）

レルクフット羽二重二反ニ付五ツ紋金貳圓四拾錢
金　三ツ紋金貳圓拾五錢
四耳丸新一反ニ付　五ツ紋金貳圓拾五錢
金　三ツ紋金貳圓○五錢
レルクフット斜子一反ニ付五ツ紋金貳圓拾五錢
金　五ツ紋金壹圓七拾五錢
其四一反ニ付　三ツ紋金壹圓八拾五錢
金　五ツ紋金壹圓七拾錢
但シ中立節抜ハ八寸中立長抜ハ八半掛八掛附
ハ二割増ノ事
抜下模様仕入ノ部
レルクフット羽二重ノ上　金壹圓貳拾參錢
レルクフット斜子四ツ上　金九拾五錢
四耳丸新　四ツ上　金九拾五錢
其　四　四ツ上　金九拾錢
總テ裝飾品類ハ定價ノ外別途ニ申受クベク候
○藍染ノ部
一濃花色（糸目二十匁ヲ）　一疋　金九拾錢
但シ糸目二十匁ヲ増ス毎ニ金八錢ヲ加フ
一別花色　一疋　金九拾錢
一薄花色（糸目二十匁花）　一疋　金六拾五錢
一金上（糸目二十匁以上）　一疋　金七拾錢
一製斗目　一疋　金五拾錢
一勝色　一疋　金參拾五錢
以上正味直段ニシテ一月為定ニ御仕拂願上候

○糸絹色染

本絹ノ部

正味練上壱百匁ニ付

一紺。花　金七拾錢
一赤。樺。茶。鐵。萌黄。紅梅　青紫。紫根。　金五拾五錢
一ヒワ赤。紫。圓帝。利久。鼠。黄金　四拾錢
一時。水色。朱。白茶。クリーム　金貳拾錢
但シ籠打用三合糸、平糸、棒篇、各種共石直段ヨリ二割増、
小口モノ（二十目以下一色）ニ金拾貳錢
堅平染。膠張染　金壹圓貳拾錢
人造絹糸ノ部
正味　各百匁ニ付
一黒　金六拾錢
一赤。萌黄。樺。鐵。ヒワ。紫。茶　金四拾錢
一鼠。利久。青磁。納戸　金參拾錢
一時。水色。白茶。朱。クリーム　金拾五錢
各色共三十匁以下ハ一色　金拾貳錢

綿糸ノ部

但シ黒ハ別
各一九ニ付
一黒。紺　金五圓五拾錢
一赤。樺。鐵。青紫。紅梅。牡丹　金參圓也
一萌黄。紫茶。ヒワ　金貳圓也
一鼠。利久。淡黄　金壹圓五拾錢
一時。朱。白茶。クリーム。青磁　金六拾五錢
○糸絹生藍紺染ノ部
一藍　紺　一把　染賃　金貳圓五拾錢以上
一上　紺　同　金參　圓以上
一半掛　紺　同　金貳　圓以上

○糸絹黒染ノ部

一紺　糸　大正三年八月改正工賃　五割上ヶ
一綿　糸　一九　參拾錢上ヶ
○糸絹色染膠張及帯地専門ノ部

普通染

絹糸練染各三百目ニ付
一紅。赤。紺。花色　金貳圓拾錢
一鐵。松葉。焦茶。鶯茶。納戸。紫　金壹圓八拾錢
一錆茶。鼠。利久　金壹圓貳拾錢
一クリーム。肉。青磁。銀鼠。水色　金九拾錢

増量染

絹糸三百目ニ付
一濃色　金貳圓四拾錢
一中色　金壹圓八拾錢
一薄色　金壹圓四拾錢

帛紗糸ノ部

練染　各一把ニ付
一紅。赤。紺。花色　金參圓五拾錢
一錆茶。鼠。利久　金貳圓
一白茶。銀鼠。青磁　金壹圓
但シ特種染ハ特別ヲ申受候

綿糸ノ部

一並染薄色　金壹圓
一濃色　金參圓
一カタン黒　金貳圓
一最下等（カタン下）　金壹圓五拾錢
一シル、濃色　金參圓貳拾錢
一レル、赤。黒。紺　金四圓
一レル、樺、薄色　金壹圓五拾錢
一朱子、黒　金五圓
取引ハ總テ現金ノ事
○引染ノ部
一藍色紋附染　一反ニ付　參拾錢上ヶ
一紋附八掛附模様物　仝　五拾錢上ヶ
但シ濃色及特種ノモノハ格外
○正紺染
一從前ノ貳拾錢割上ヶ
一さし直ノモノハ從前ノ三分一程度トス
○モスリン友仙
一夏物ニ限リ從前ノ五割割上ヶ
一冬物ハ時機ノ相場ニ應シ協定ス
○茶染ノ部
從前取引工賃ノ五割上ヶ
繻入染料ヲ用ユルモノ藍色染部ノ標準ニ依ル
○中形ノ部
從前取引工賃ノ貳拾割上ヶ
○裏地紺染

上等染（紺色、花色、薄色）　六拾八錢
四拾五錢
參拾五錢
下等染　平均貳拾五錢

○紅染ノ部

堅平刺シ直段　堅平紅
絹　類　七十匁以上　百匁ニ付壹圓參拾錢割
七十匁以下　仝　壹圓五拾錢刺
仝　羽二重　仝　壹圓五拾錢刺
八ツ橋　仝　壹圓五拾錢刺
大巾繻珍及紋綸子、縮張ナシ　仝　壹圓七拾錢刺
繻綸及紋縮緬　仝　壹圓
枚　紺　縮ミ　仝　壹圓
尺三紋綾　仝　壹圓
二四巾紺　吟出張一疋　壹圓五拾錢特
紺地白板〃　仝　壹圓四拾錢特
仝　書板〃　仝　九拾錢特
繻綸並巾上等玉糊　仝　貳圓四拾錢特
仝　並　仝　貳圓拾錢特
仝小巾繻綸上等　一反　壹圓五拾錢特
仝　並　仝　壹圓參拾錢特
紺麻板〃　仝　一疋　壹圓貳拾錢特

©Kyozomekai

鳥及縮緬麻模様　全　全　貳　圓替
紋羽二重八丈物　時肉色全　四　拾　錢替
紋羽二重八丈物　全　全　四　拾　錢替
紋　縮　緬　時色　全　貳　拾　五錢替
縮　緬　時色及鬱金全　貳　拾　錢替
縮緬　重目帯上　時色　一反參　拾　錢替
小巾縮緬及紋羽縮　全　全　拾　貳　錢替
縮　緬　地　全　一疋參　拾　五錢替
紋羽二重及無地羽二重全　全　參　拾　錢替
八　ツ　橋　類　時色及鬱金全　拾　五　錢替
小　巾　縮　緬　鬱金　一反拾　五　錢替
紋　縮　緬　紅梅桃色　一疋五　拾　錢替
縮　緬　全　四　拾　錢替
紋羽二重　全　六　拾　錢替
無地羽二重　全　六　拾　錢替
八　ツ　橋　全　五　拾　錢替
絹　類　全　參　拾　錢替
古縮緬切々　堅平紅　百匁壹圓四拾錢廻
古絹切々　全　壹圓六拾錢廻
古縮緬切々　羅々紅　全　九　拾　錢廻
古絹切々　全　全　壹圓拾錢廻

○申合せ契約別項工賃標準賃行に關し各部共に夫れ〳〵契約條項を設け遵守すること、せしが紅染及紫藤色染部は別項の如く契約書を設け賃行をなす等なり

紅染工賃賃行申合規約

第一條　本部ハ大正四年四月四日同業者總會ニ於テ左ノ染工賃標準ヲ制定セシト同時ニ此申合セ規約ヲ作成ス

（工賃標準ハ別紙印刷ノ通）ニ付略ス

第二條　染工賃標準ニ依リ工賃ノ請求ヲナスハ勿論ナレモ若シ已ムヲ得ザル事情ノ存スルモノニ於テハ工賃ノ一割ヲ限度トシ歩引ヲナスコトヲ得ル

第三條　本部員ハ染料價格ノ平時ノ相場ニ復セザル間ハ開業者ノ德義ヲ守リ如何ナル理由アルモ新注文主ノ注文ヲ受ケザルモノトス

但シ既ニ開業セシ悉皆業數貴店等ノモノハ

行勤ヲ以テ注文主ニ對シ從前取引ノ狀態ヲ變セザル樣互ニ戒飭スベシ

第五條　從前取引セル注文主ト雖モ其注文品ガ他ノ同業者ノ取引關係アル注文主ノ委托品ダルコトヲ知リタルトキハ其旨ヲ同業者又ハ部長ヘ通知スベシ

第六條　注文主ニシテ染工賃標準ニ依ル請求ニ應セザルモノ或ハ不當ノ歩引雖引ヲ强ユルモノアルトキハ直ニ部長ニ屆出ヲ其處分ヲ置ムベシ

第七條　部長ハ前條ノ屆出ヲ受理シタルトキハ其事由ヲ一般部員ニ通知シ注意ヲ促スモノトス

第八條　組合又ハ部ヨリ取引停止ノ通知ヲ受ケタル注文主ヨリハ如何ナル理由ヲ以テスルモ其注文ヲ受クルヲ得ス

第九條　此規約ニ違反スルモノハ金貳百圓以下ノ違約金ヲ徴收ス

第十條　違約處分ハ本部役員會ニ於テ之ヲ審議決定ス違約者ハ此處分ニ對シ異議ヲ申立テヤルモノトス

以上

契約書

第一條　本契約書ハ部員總會ニ於テ各自ノ意志ヲ總合シ作成ス

第二條　此契約ヲ嚴行スル必要上十二名ノ委員ヲ選擧ス

第三條　當時藥品染料基礎ノ標準ニ基キ其價格ヲ算定シ別紙手板表ニ顯シタルモノトス

第四條　契約者ハ其誠意ヲ表スルタメ何時タリトモ營業用諸帳簿ヲ部役員又ハ部長ヨリ委任行爲ヲ受ケタルモノ、臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス

第五條　相出入者ハ互ニ德義ヲ守リ如何ナル理由アルモ現在得意先ヨリ注文ヲ受クルコトヲ得ス

但シ相出入者間ニ於テ信意承諾ヲ受ケタルモノハ此限ニ非ラス

年以上中絶セル注文主ノ注文ハ拒絶スベシ其起算ハ大正三年四月一日ヨリトス

但シ新ク之ニ開業セル悉皆業及ビ販賣店ハ此限リニ非ラス

第七條　如何ナル理由アルモ同業者間ニ於テ作成シタル手板以下ノ染注文ニ應ス可カラス

第八條　從前ヨリ取引セル注文主ト雖モ其注文品カ他同業者ノ委托品ダルコトヲ知リ或ハ其疑疑アルモノト雖モ直ナニ注文ヲ拒絶シ部長ニ報告スベシ

第九條　同業者間ニ於テ其當得意トセル注文主ヨリ注文品カ故ナク俄カニ杜絶シタルトキハ直チニ部長ニ屆出可シ

第十條　第九條ノ屆出アリタルトキハ部長ハ直チニ之ヲ調査シ一般部員ニ警告スベシ

此警告書ヲ受ケタル部員ハ其注文主ノ注文アルモ直ニ拒絶シ部長ニ屆出ヲベシ

第十一條　工賃標準ノ違ヲ承認セサル注文主アルトキハ直チニ部長ニ屆出ヲベシ

第十二條　第十一條ノ屆出アリタルトキハ部長ハ直チニ一般部員ニ取引停止ノ通知ヲナスベシ

第十三條　部員ハ如何ナル理由アルモ取引停止ノ通知ヲ受タルトキハ其注文主ノ注文ニ應セサルハ勿論其受タル注文品ト雖モ之ヲ還附スベシ

第十四條　工賃標準ニ違反セルモノアルコトヲ發見シタルトキハ部員一般ニ部長ニ申告スルノ義務ヲ有ス

第十五條　不拂者或ハ不當ノ歩引雖引ヲ强ユルモノアリタルトキハ直チニ部長ヲ經テ組合組長ニ處分ノ申請ヲナスベシ

第十六條　取引停止、警告書及不拂者ノ通知書ハ各自店頭見易キ場所ヘ貼附シ置クベシ

第十七條　取引停止ノ手續ヲ了シタルモノト雖モ其解決ヲナシタルトキハ直チニ部長ニ報告シ解除ノ申請ヲナスベシ

第十八條　調査及違反者處分ハ部長幹ニ部

第十九條　部役員ニ於テ調査セル違反事件ニ關スル處分ノ執行ハ組合組長ニ一任スルコトヲ得

第二十條　諸經費ハ部費ニテ支辨スト雖モ不得止場合ノ臨時費ハ部役員會ニ於テ其決議ニヨリ部員ヨリ徴收ス

第廿一條　本契約ニ違反シタル者ハ自任意ノ契約ナルヲ以テ賢ヲ異ニ出ス、ルモノトス

第廿二條　第四條、第五條、第八條ニ違反ノモノハ拾圓以上百圓以下ノ違約金ニ處シ第六條第七條第十條第十一條、第十三條ニ違反ノモノハ貳拾圓以上貳百圓以下ノ違約金ニ處ス

第廿三條　以上ノ契約ヲ誠スルタメ各自署名捺印ス

第廿四條　工賃支拂ハ一ケ月毎ニ請求スルコト

第廿五條　本契約ハ大正四年四月十二日ヨリ實行ス

東谷安次郎
外　連　印

○悉皆屋との會見記事　近時當組合と悉皆屋側の團体と直上げ問題に交渉會を開きたるも不調に終りたる旨各新聞紙上に散見し隨分世間には其是非を口にするものあるに至れり成程直上げ問題に關する申請は昨十一月染料三倍以上の高直を現はしたる際組合の各部は始めて直上げ問題を議するに至れり之を耳にするや悉皆屋の組長高山與三氏は忽ち悉皆屋仲間へ向け染業者は直上げをなすべき理なすべからず交渉を試みるものあらば申務の目的を破壞せんと其第一法を試みたり同氏は去る頃前に於ても湯屋斗部が直上げを發表したる際特に京都呉服商組合呉服貴商組合牛襟商組合三奚會組合木綿京盛組合繻絨商組合織物商組合以上の七組合を勸誘し之れら各組合長の連署を以て之に反對するの發表をなし殆んど其目的を達するに近き結果を得たる事あるにしを以て再び其手段を延期へすに立ちたるも

たるに議論容易に纏まるべき模樣なく不調に歸せんとするに際し悉皆屋側の請求に依り暫席に於て內協議をなすこと、し附議せしも紅染部は絶對に交渉を容れず實行すること紫藤色染部は較々軟說に傾き他の諸經費を節約し當分手間賃を省く程度に於て平均を保たしめ工賃標準より二割引きとし交渉に應ずる內協議をなし改めて此旨を報告せり悉皆屋側は之に對し尚は二割を減じ都合四割の減額をなせば之に應ずる答へなりしも双方の差額甚だしきを以て交渉不調に終りたるものとし詳しり歸らんとするに當り悉皆屋側は又俄明日中延期せられたく夫迄に再び協議を遂らし答ふる處あらんと申出でたるに依り明日午後一時は紫藤色染部は本件に關し總會を開催する筈ゆへ其時間迄は猶豫するも一時を過ぐれば最早交渉斷絶せしものと認ひべき事と約し一先づ引取りたり

翌十一日午後一時紫藤色染部總會を開き部長より前日來の交渉顚末を報告し交渉成立の上は廿一日より實行すること又其渉合は二割引を讓歩したる旨を述べ夫れ以上の問題は茲に熟議を要すべしと各自の意見を問ひたるに二割を讓歩したるは部長の越權なり二十日迄の延期は勿論不承諾なりとの聲次第に高まり紛擾を極めたるも中には部長が代表者として責任を以て答へ來りたるものに服從せざるは不都合なるを以て宜しく部長に一任し賢くべしとの仲裁說多數に至り終に之に決したる折節悉皆屋側よりの決議として紋附一種の工賃を參拾錢とし之れが八割を加へたるものに承認せらるべく請求し來りたる外他種屬のものに不かつては何の意見も附せず空漠のものなりしも總會に諮りたるに容るゝ氣色なく交渉斷絶の通知を發すべく請求せり依て左の通り告知せり

拜啓御承知の如く昨年歐洲戰亂以來染料價格は騰貴の一方に偏し昨年十二月に至り約四倍の高價を示し更らに本年二月に入り約十倍甚しきに至りては一五六倍乃至廿倍に暴騰し吾染物同業者の困難は實に名狀すべからざる悲況に沈淪致候就ては染工賃の增額は萬止ひを得ざる次第に在之候僅各部に於ては頃日來協議を盡し染工賃の標準と調製し各部得意先に對し右增額の義願出候次第に御座候處貴組合に於ても染工賃

べき工賃を得る必要上極乎なる賃行策を採るは當然のことす當時組合は此旨趣に基き相結束したり然れども一方組合に於ては若し圓滿なる交渉をなすを得ば双方鎬を削る必要もなかるべしと信じたるを以て西田理事をして高山組長を訪問せしめ交渉を了したる場合其成立せし工賃標準額にして悉皆屋仲間が仕拂ひせざる時は其事務所は責任を負ふるものなるや否やを問はしめたるに同氏は斯る責任は負ふる能はざる旨答へられたり之に對し西田理事は其答は當然にして左もあるべしと思ふ要合組合間が交渉したとて双方の組合員は營業狀態なり取引上の習慣もあるべしゆへ組合へ命令に重きを置かず多分適宜の妥協をなすべしと思ふ左すれば別に組合をして交渉會を開くの必要も亦應せざるなど云ふ如き通知を受ケタルモ為めなかるべしと信ず故に寧ろ彼の樣な流動的な通告を發するよりは寧ひらくば此際各組合の直上げに應じてよかろ位の通知を發し置きたり又一方各組合各部集會の際は假令交渉會と開き組合間の工賃標準を制定したりとて悉皆屋組合は何らの責任を負ふる能はざるものなれば待ひに足らずとの事なりに目を經過するは此上なき不利益と思ふかゝる後は十分行り得べく染料の時價を算定し工賃標準を從前工賃に加算して標準とすべきの方針に據られ事を勵告せり於是組合員の体驗を重ね遂に着々實行の歩を進めたる矢先京都商工課より召喚せられたるを以て西田理事は石田組長に代はり出頭し香川理事官會場へ出頭し要は近頃染工賃に關し關係當業者は盛慨しく組係者に交渉し圓滿なる解決をし彼我の利益を進するの法を講ぜんことを望ひ既に悉皆屋組合の如きは染物同業組合より其交渉に來るを待ち居るものと思はるゝから幸ひの時期もへ之と試みては如何府勸業課として見ても之を勸奬するの必要あるを認ひ云々と懇切に說示せられたり於是西田理事は今日迄の實地に見聞し事情直上げを為すに當り其標準を設けるに當りては公平にして一歩も讓ずるべき餘地ないものなるを以て交渉を試みる必要を認め事特に悉皆業者に對しては既に其算出を確めつゝあれば府の命令なれば已むなくも厚意上の斡旋は堅く謝絶する旨を述ふ然れども組長の意見は何れにあるやは更に組長本人より答申すべく告げ置きたり爾來香川理事官よりは再三組長の意見と微せられ未だ其答申をなさゝるに先だち第二回の染料基礎を見る於是各部は再び工賃標準を改正するの必要に迫まられ各其決議する處を發表し之に伴ふ同業者申合せ契約書を作り任意の約束に依り此際假令休業するも從前の如く悉皆屋の壓迫を蒙る如き不健全なる習慣を廢し宜しく營業上の面目を保つべく決せり其後香川理事官より組長の答申を促かさるゝこと增々急なるを以て始めて四月六日京都府に於て石田組長と高山與三吉氏と會見すること、なれり以上は去る三日迄の經路とす

四月八日石田組長は悉皆屋側より出張せる高山與三吉山鹿九郎兵衛富永庄兵衛の諸氏と會見し香川理事官立會の上工賃問題に對し双方の意見を聞取り種々斡旋の勞を採られたるも石田組長は只此際染物業者の工賃は讓歩の餘地なきものもへ悉皆屋は之を是認し尚組合側に向かつて各自任意の協定をなすべき旨を通告せられん事を望むと云ふの外他に論議する程の問題と認めず と確乎として答へられたるを以て何らの得る處なく物別れとならんとせし折柄悉皆屋側より然らば日を期し悉皆屋の幹部と稱すべき連中を商業會議所へ召集し置くから更らに染物同業組合よりも出席し說明せよとの請ひを容れて翌々八日石田組長は商業會議所へ出向し染料基礎の現況より染業者困難の實情を述べ此際自衛策として採るべきものは只だ工賃直上げの一法あるのみ之れ已むを得ざる當然の次第なれば豫め承知せらるべく且つ其實行期は當業者は四月一日より と各注文主に向かつて直接交渉しある旨を報告したるに對し悉皆屋側は交渉會でも開きあるものと思へるにや工賃標準は故つて置き只實行期を五月一日とすべく八ケ間敷叫ぶも石田組長は四月一日說を採りて動かす終に府出張の三田村關は四月二十日よりとの仲裁說を持ち出され二十日迄を交渉期間と定め其以後より實行するべき餘地ないものとし悉皆屋側は勝手に之に取極めたる有樣にて此日も不得要領に終りたり然るに悉皆屋側は當日六角館に於て仲間の總集會をなし二十日迄の實行延期の報告

となしたるを以て之を聞きたる染業者は一時に沸騰し既に組長は不必要なる交渉をなし二十日迄の延期を專斷に約したるは不都合なりとて批難攻擊し中には書面を以て辭職を勸告するものあるに至れり

翌九日組合は期日の間違は何れに歸しても將來のあることもへ出來得べくんば交渉も然るべしとの考へより西田理事は紫藤色染部長紅谷安次郎外二名紅染部長寄多林平外一名正紺染部長小谷猪之助外二名と同道し悉皆屋事務所に至り高山與三吉山鹿九郎兵衛富永庄兵衛外拾數氏の人々と會見し未だ本問題に入らず富永氏の質問中なりし際高山氏は大体染物組合長は染料の騰貴するは初より知れ切た事なるに之が防禦法も講ぜず工賃上りしからとて格外の直上げをなすしむるは不都合なりとの意味にて大見識を示めされたる上去る八日三田村府屬立會の上石田組長と會見せし際來る二十日迄は從前の直段に依る事は承知ならんと賃問せられたり之に對し紅染部長紫藤色染部長は否認し如何なる交渉あつたにせよ同業者は吾工賃標準を實行する契約もへ一歩も讓歩すべきものにあらずと答へ西田理事は二十日迄と云ふは其期間內に始めて交渉する餘地ないものなるも既に紅染部紫藤色染部は三月末に決議し四月一日より實行しつゝあるものなれば今茲に交渉を求むる必要なきものとす然れども此事務所に到りし所以のものは既に發表し且つ實行中のものゆへ測りて交渉する必要は無論なく只此工賃標準通りを認めて貰らへば至極結構なることにて後日工賃勘定の際にて双方の紛議少なかるべくと思ふたからで者し閲入れらざれば單に如是工賃標準を以て實行中であることを報告に來たものと承知して貰へば足れり何分二十日と云ふ日限の解釋は組長不在もへ更らに明日組長を煩はし當事務所へ出張を求むべく約して別れたり此時正紺染部は五月一日より從前工賃三倍上げを實行する旨の豫告となし置きたり

翌十日石田組長は紫紅兩部長及重も立ちたる數氏と悉皆屋事務所に至り若し茲に交渉を開くとし圓滿なる解決を得ば二十日期日問題の如きは從のみ前會見時より認めて居るものとして差閲なきものとし先づ工賃表通り全部の承認を求め

増額に対し御好意を以て御配慮の上御交渉被成下候段奉感謝候右に対し祭礼色染部に於ては本日織物と同様重要議の結果最后御交渉の染工賃にては劃底染料代金とも僅みとて能はざる事實に候間折角の御厚意に反し最后御交渉の染工賃に応せざるは甚だ以て遺憾の至りに候へ共不悪御了承被成下度此段御回答申上候　匆々敬具

追て前陳の次第に付縫きに御約束申上候

交渉別紙の件は自然消滅致候義に在之候間是亦御厚意被賜度此上の御厚誼を以て貴組合員諸君へ染工賃増額の事實止むを得ざる情況并に吾組合員の苦衷御賢察の上各自圓満なる取引相成度尚様御熟考被成下度切望の至に堪へず候

大正四年四月十二日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

京都染服柔皆同業組合
組長　高山與三吉殿

先に於て御員の意志も一層強固となり各自の交渉に応せざるものは往文へ応せざるとの假令交渉に応ずるも平素不當の歩引をなし或は仕拂を延滞し終には工賃の不拂をなす恐れあるものは總て現金取引にあらざれば應せざること、現に實行しつゝあり

交渉断絶の通知を發したる翌日府商工課より電話を以て只今柔皆同業組合の山鹿氏宮永氏來廳し交渉不調の報告あるも此上の手段は講じ得られぬものかとの意味にて質問せられたるものゝ如く聞き取りたるを以て西田理事直ちに登廳両氏と會見し事茲に至る所以の順序を述べ最早組合として各自適宜の合意を以て契約を實行するものに啄を容るゝの餘地なき事組合は組合員に向かつて實行と强ゆるものにあらざるを辯解し尚且將來に於ては成るべく發表以前に一應照會すること、するから其以前に於て破壊的の通知書は見合せて貰ひたいことを切ひと希望を述べ置けり

今回の直上げ問題の顛末は概して以上の如し各部本員は家し自己の技術と信と自重自愛して

試驗記事

こんぞめるしゃん捺染法

こんぞめるしゃん捺染法は西暦一八八一年今を去る三十四年前「るあん」の工業雜誌に「ばらんしゅ」氏が發表したるに始めとなすものにして同氏の創意せるものは數色を配合せるものより若干の分子色を破壊し以て種々の色相を發色せるなり例へば

群青　七〇匁
炭素末　五匁
血漿蛋白液　一五〇匁
トラカッド護謨糊（二二%）　五〇匁
水　適量

の混合糊を以て捺染し蒸熱し固着せしめたる後酸性亞硫酸曹達、

水　五〇匁
トラカッド護謨糊（二二%）　一三〇匁
九〇匁

の混合糊にて捺染一旦氣ある密氣中に四八時間ばかり放置一以群青を分解せしめ次に石灰液を混渡とゝし一分間通過し以て暗青色の地に黒模様を現はすなり

染方法は顔料を使用したものなれども今人造染料を用ひるも又向白き結果の模様を現出すべし例へば「ろんがりつど」Cにて拔色し得る染料を拔色せざる染料とを配合して種々なる色相の捺染糊を作り印花乾燥後蒸熱し固着したる後「ろんがりつど」拔色糊にて拔色する時には或る部分は拔色せられ他の部分は其儘殘り面白き結果の模様を現出す

一、直接染料にて純白に拔色せらるゝ染料
ベンゾ、ローザユリン、レッド B
グラニン G
コンゴー、オレンヂ R
クリソフエニン G
グリセミン R
ベンゾ、グレー、グレーン R
ベンゾ、ブアスト、ブルー 3BX
ベンゾ、ブアスト、バイオレット 5G
ベンゾ、ブラウン GR
ブルット、ブラック EXT エキス

二、直接染料にて純白に拔色せざる染料
ベンゾ、ブアスト、ボールド GR.
ブラ、アント、ヒユーア、エルロー 3G エキス
ヂアゾール、エルロー G
ブラ、アント、スカイ、ブルー G
一、塩基性染料中「ろんがりつど」Cに拔色せられざる染料
ローズリン、レッド G. G. GH.
サフラニン A. B エキストラ HB エキストラ EF エキストラ F エキストラ MN.
インヂユリン、スカーレット
レオニン A. Z
メチレン、ブルー
ローズリン、バイオレット

以上に示したる染料は拔色せらるゝものと拔色せられざる染料を混合して染色したる後一定の摩擦を與へ拔色するには面白き模様を染出す事を得らるなり

尚其の他種々染料にて「ばらん」染料を種々に應用し同様に拔色する趣味ある模様を染出すことを得べし

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナレ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店薬店及ビ荒物店ニアリモレ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

編輯兼發行人　高谷復次郎
印刷人　御本新右衛門
京都市釜座通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

公示第十二號

左記ノモノ徒弟名簿ニ登録セリ此旨公示ス

大正四年五月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

紫染部員出春繁　徒弟
糸絹色染部員木下熊次郎　徒弟
甚打部員古田熊郎　徒弟
仝　人　徒　弟　竹村金一郎
仝　人　徒　弟　上田清右衛門
仝　人　徒　弟　四方定吉
仝　人　徒　弟　原田俊治
仝　人　徒　弟　道下力太郎
仝　人　徒　弟　澤田久七
形彫部員小林延藤吉　徒弟
友仙部員岡部儀吉　徒弟
下畫部員石崎吉三郎　徒弟
御召再整部員福田久郎　徒弟
紫染部員出春繁太郎　徒弟
小林治良吉
佐々木正次郎
三上幸次郎
谷口新三郎
前川久太郎

公示第十三號

左記ノモノ年期滿了又ハ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正四年五月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

糸絹色染部員木下熊次郎　徒弟
小林利染部員[illegible]　徒弟
村田友吉
山田茂

公示第十四號

左記ノモノ解雇ニ於テ猶後スルコト停止ス

大正四年五月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

甚打部員米津松太郎　徒弟
同　人　徒　弟　成安留吉
柳畫部員福澤安次郎　徒弟
仝　人　徒　弟　渡邊喜市
上畫部員笠浪猪之助　徒弟
仝　人　徒　弟　伊藤幸一
仝　人　徒　弟　辻藤米一

雜錄

○上海領事報告　支那上海方面に於ける染料の實況問合せに對し五月八日附を以て左の通り報告せられたり

支那產染料は近年獨乙製品に壓倒せられ殆んど市場に其影を止めざるもの、如し

獨乙製人造藍（粉又ハ粒狀ノ優良九十五パーセント、百パーセントノ品）本品ハ平時需要不多在荷僅少ナルニ昨年末ヨリ本年三四月ニ掛ケ殆ント市場在荷ノ全部日本ニ向ケ輸出セレ現時ハ市價暴騰ニ從ヒ支那內地各方面ヨリ逆輸業致シ來ル品稀ニ現ル、位ニテ一千斤以上

獨乙製人造藍（泥狀ペースト狀スル二十パーセントノ五十パーセントノ劣等品）支那各地ニ多ク輸入セル、品ニシテ當ニ多數ノ在荷アリ昨年末以來日本又ハ英國等輸出向ニ內々賣却セシモ本品ハ輸入商館ニ於テ各特約染料問屋ニ對シ他地方ヘノ輸出ヲ差止メタルト市價ノ暴騰ニ從ヒ染色業者ノ大部分ハ染質ノ不引合トナリ休業ノ不得止ニ立至リ都テ地方ノ需用ヲ減セシ損ヲアリ今尚相當在荷アルモノ、如キモ其數量の不明ナリ

獨乙製アニリン染料各種　昨年來輸入ノ途絶ス漸次在荷減少セル折柄昨年末ヨリ本年三四月ニ掛ケ日英米等ニ向ケ盛ニ輸出セラレ輸出向ニ適當ナル品ハ一時市場在荷ノ大部分ヲ賣リ尽クシ其後支那內地各方面ヨリ逆輸送セラレタル品少ナカラザリシモ一種四五千斤以上纏リタル品ナシ輸入商館ノ手持品モ漸次賣リ尽クシ在荷不多現在支那人間屋筋ノ手持品ハ輸出向ニ不適當ナル劣等品多シ市價ノ暴騰ニ從ヒ素人筋ノ思惑買持シタル向モ不少前途尚一層ノ騰貴ヲ豪想シテ持園ヒ居ルモノナレドモ是等ハ品質ノ良否モ不知素人ガ實用ニ不適當ニテ數年來其處分ニ困リタル雜物ヲ背負ヒ込メル者不少トノ噂ナリ

一、現在ノ市價左記値段ハ每百斤ニ對スル相場ナリ

獨乙製人造藍粉又ハ粒狀　上海銀一千兩
泥狀　仝　五百兩
仝　仝　貳百兩

右賣人唱値買人ナシ

一、獨乙製アニリン染料

サルファーブラフクテ、ビ、オ	上海銀參百八拾兩	
サルファーブラヌクテ、ビエヌ、オー	仝	參百八拾兩
サルファーブラフクテーブ、オー	仝	參百六拾兩
サルファーブラフクテ、エキストラ	仝	參百八拾兩
サルファーブラフクエ、ダブルユー	仝	參百八拾兩
エキストラ	仝	參百五拾兩
コツトンブラフクエキストラ	仝	八百兩
コロンビアブラフクエフ、ビ	仝	六百兩
インメリアルブラフクエヌ、エヌ、ビ、コンク	仝	參百五拾兩
ブクリアンドベンゾアルユー	仝	五百兩
ファストインダゴブルユー	仝	貳百五拾兩
ダイアニルブルユー	仝	四百兩
チカゴブルユー	仝	四百八拾兩
サルファブルー	仝	四百五拾兩
インダクアルブルー	仝	五百五拾兩
ベンゾパーブリン	仝	五百兩
ブクファストスカレット	仝	參百五拾兩
コツトンレッド	仝	參百五拾兩
仝	仝	參百五拾兩
イオシン	仝	參百五拾兩
ローダミン	仝	參百兩
オーラミン	仝	五百兩
インベリアルエロー	仝	四百兩
イアイナーイエロー	仝	四百兩
メタニルイエロー	仝	六百兩
クリンクリスタル	仝	八百兩
バイオレットクリスタル	仝	五百兩

以上ハ大抵最近取引セラレタル相場也此外尚種類多ケレトモ之ヲ略ス　以上

○阪本菊吉氏の通信　元農商務省派遣の練習生として支那杭州に出張し爾來十數年該地に滯在せらるゝ該氏より內地染料の欠乏せる趣きを聞き參知ある當組合長石田喜兵衛へ向け左の通信ありたり時節柄參考となるべきものあるべし

前略承り候へは時局のため母國に於ける染料の欠乏は最近に至り愈甚だしく破天荒の高値を示し前途益暴騰すへき氣勢にありて當業者の困難一方ならざる由聞及申候既際染料の補充と手段の緩和策とは焦眉の急と認め申候則承知の通當北京は全く獨乙染料の需用地にして他へ供給するの資格なき等なれ共調査の結果現今當地顔料商に貯藏致居候數量は豫想外に多く價格も別記の通別安に手に入り申候一時の應急策として此等の染料を本邦に輸入するは最も時宜を得たるものにして且つ自他共に其利益と存候に付き別紙見本相添へ此段特に得貴意候者し御思召に叶ひ候はゝ多少に拘はらず御仰越相成候はゝ早速發送可致候尚見本以外の染料にて特に御入用の品有之候はゝ見本と品名、製造所名及御引受の價格等を明示下され候はゝ早速取調へ御回答可申上候云々

五月北京渡相場

一、コクトンブラフク
九〇三三三　一斤入　金四圓
二、仝　BNC　半磅入　金壱圓五拾錢
三、ファストインチゴブリユー　仝　金壱圓貳拾錢

© Kyozomekai

四、シエーベリオルアストコットンブリユー　金壹圓貳拾錢
五、ニユーアストブリユーイストラストロング　一磅入　金　四　圓
六、ラングブー八三四六半磅入　金壹圓五拾錢
七、カーキーソ　二二八七七　金　壹圓四拾五錢
八、オーラーン八一七二　金　金壹圓五拾錢
九、インペリアルエルロー　金　金壹圓五拾錢
十、メレールバイオレットEG　金　壹　圓
十一、仝　二二　五磅入　金　拾　六　圓
十二、グリ、アントスカレットRRR　半磅入　金壹圓八拾錢
十三、ローレンスカーレットBB　一斤入　金六圓五拾錢
十四、マラカイトグリーン　半斤入　金　參　圓
十五、ブラックフオツコットンFB　半磅入　金壹圓四拾錢
十六、ソルブルバイオレット　仝　金　壹　圓
十七、コツトンブラック　仝　金壹圓參拾錢
十八、エルバーフエルドスカーレット　仝　金　壹　圓

以下略ス

○四月中輸入染料　神戸、大阪、横濱の三税關に於ける輸入染料高は左の通り報告を受けたり

大阪税關取扱高

一アニリン染料	一四七、三五五斤	價格三〇、四三三圓	
一天然藍	一〇、五〇〇斤	一、六八〇圓	
一人造藍	二、四二八斤	二、四二〇圓	

神戸税關取扱高

一アニリン染料	四四、二二斤	價格六六四、二六八圓	
但硫化染料ヲ含ム			
一人造乾藍	二、二〇〇斤	二三、一四〇圓	
一人造藍（泥狀）	三三四、〇七八斤	價格一四三、四〇〇圓	
一ログートエキス	二三、二五〇斤	一〇、六六〇圓	

横濱税關取扱高

一アニリン染料	四八、〇七五斤	一八、一八四圓	
一天然藍	一〇、五〇〇斤	一、〇五〇圓	
一人造藍	二、一八〇斤	二、一八〇圓	

其他雜種　一六、六八五斤　四、八六五圓

以上ノ計數アニリン染料七十二萬五千二百四十五斤其價格百四拾七萬四千七百九拾五圓藍二十四萬五千六百六十八斤此價格拾八萬九千〇六拾六圓其他「ログート」の壹萬七百八拾參圓と雜種六千六百七拾九圓の輸入あるて今後之を雖も引續き輸入の見込みもあれは現今以上の價格に上らさるへく思はるも去りとて下落する樣の事もなかるべしと推測せらる

○不正染料に就ての注意　染料の聽賣以來種々の奸策を弄するもの有之二三染料店の外殆んど信用すへきものなき有樣にて多數の染料は混合物のあらさるものなきは當組合試驗所の試驗に依て明かなる事實なり然るに當業者は直接其道に居りながら之を識別するの明に乏しきは遺憾の次第なり只此際價格比較的安價なりとて買込ひ如きは尤も注意を要すべき事とす現に試驗中にある染料の如きは上皮のものは殆んど純粹のものと認めらるゝも中皮に至りては二種下層に至りては五種の混合物あるを發見し其着色も隨ふて相異なるを以て實用に適せさるものと認めらる又混合物にして染料以外の混合物あるもの之れらは溶解性のものなれば染液となしたる場合は見易からさるも染め上けて甚たしき色合を示すものあり又殊更ら念入の不正手段を講するものあるが一例を擧ぐれば染料商が「シロト」を手先きに使ひ染料一分に泥土の如きもの九分を混合し荷造りは殆んど輸入現在の儘の如く粧ひ之を倉庫會社へ預け入れしめ其預り證券を利用し染業者に担保として借財を申込ひなり慾淺からさる染業家は何分染料に渇し居る際ゆへ十分の取調へをなさす對手か素人の事ゆへ偶然堀出物の手に入りし如く思ひなし直に之を承諾し証券記載の價格の半分位は貸し與るなり然るに期限に至るも一向沙汰せさるを以て振當流と喜ひ倉庫より受取の上現品を試驗すれは價格を有すへきものにあらさるなり此亞手段に懸かり損害を蒙りたるもの二三に止まらざるなり此結果は如何なるかと云へは詰り仕したるもの〳〵損失に歸するなり尚ほ染料店の手先に遣はるゝものは染業者の元より面識もなく住所氏名も正直に云ふ當もなきものゆへ貴ひる通なきなり以上の事實を聞くゆえ當業者は一層ますます注意を加へ

者の被害を蒙なからしめんとて染料店の二三のものを召喚し嚴重なる取調へありたる筈にて當組合へも左項の通り注意書を發せられたるに就き組合は本團體組合員全部へ通知し置きたり

中發第二五四號

近來染料ノ聽賣ニ乘シ一部奸商ノ輩ハ其量目ヲ詐リ又ハ已ニ酸化セルモノヲ混入シ著タシキハ過多ノ不溶解物例セハ塵、砂礫、又ハコークスノ粉末ノ如キモノヲ混合シ暴利ヲ貪ルモノ多キヤノ聞及有之既ニ其二三ハ刑事訴追ニ附スヘク搜査ニ着手シタル向モ有之候而シテ此等ノ特殊ハ當業者ト警察ト協力檢舉ノ意ニ出テナハ忽チ根絶スヘキモノト信シ候條貴組合ニ於テハ此際團結組合及營業者ニ此旨ヲ示達セラレ彼等ヲシテ今後不正手段ヲ施スノ餘地ナカラシムル樣相當御措置相成度此段及通牒候也

大正四年五月

中立賣警察署長
警視　木下龜次郎

京都染物同業組合御中

中立賣警察署長警視木下龜次郎殿ヨリ前項ノ延御通牒相成候ニ付更ニ及普告候尤モ本書ノ旨趣タル殖産興業ニ直キチ指カレ當業者ノ福利ヲ保護奬勵セラルヽノ傍ラ不正染料店ニ對シテハ反省ノ餘地ヲ與ヘ其遷善ヲ促カサルヽ温情ニ外ナラサル義ト存シ候宜シク組合員ハ此主旨ヲ体シ今後染料購入ニ對シテハ十分ノ注意ヲ拂ヒ苟モ不正ノ行爲ヲ試ミル染料店ハ勿論染料商ニアラスシテ染料ノ賣買又ハ周旋ヲナスモノアル時ハ其正ト不正トヲ問ハス其住所氏名ヲ所轄警察署或ハ當組合ヘ通告セラタク勵告致候最モ之レカ爲メ種々ノ煩累ヲ招候ヘ共決シテ斯カル患ヒハ無之候條豫メ御承知有之度御注意旁申添ヘ置候

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

右の次第に就き今後組合員にして品種の疑はしきもののあらば直ちに試驗の申込をなすへく其結果に依り買入るゝことゝせは尤も安全なるべし

○染色講習會　當組合に於て組合員の職工及弟子の授業師タル者ノ名譽モ亦多大ナリ今後ハ宜シク師弟間ノ關係ト層一倍親密ニ各々勉勵努力監督ヲ怠ラズ其ノ本分ヲ盡シ他日ノ成功ヲ期シ益々斯業ヲ改善シ發展ニ務メン事ヲ一言以テ答辭トス

大正四年五月一日

京都染物同業組合浸落部長
井上兵太郎　謹白

第十一回浸落部徒弟競技會ハ本日ヲトシ褒賞授與式ヲ擧行セラル不肖幸ニ席末ニ列スルノ光榮ヲ得タルハ欣喜ノ至リトス特ニ市長閣下ハ告辭ヲ賜ヘ商業會議所ハ賞金ヲ下賜セラル光榮更ニ大ナリト雖トモ亦責務ノ重且ツ大ナル確信モリ庶幾ハ爾今一層奮勵シ他日ノ成功ヲ期シ以テ本日ノ光榮ニ酬ユル有ラン事ヲ謹ンヅ答辭トス

大正四年五月一日

京都染物同業組合浸落部

受賞者總代井上吉之助徒弟早川菊太郎

○糊置部競技會　去る十五日組合事務所に於て紋模樣糊置部第八回徒弟競技會褒賞授與式を擧行せしに當日重なる來賓は本府勸業課技者川靜一氏市長代理市勸業課山本邦雄氏、商業會議所會頭代理藤井書記、金子染織學校長及各新聞記者等なり午前十時總員着席石田組長開會の辭を宣へ金子審査長の審査報告あり市長及商業會議所の授賞を終り市長の告辭、商業會議所の告辭あり授賞者總代堀部真吉の徒弟塚田清吉の答辭朗讀十一時式を了し閉會す、尚本會は十五日午後より翌十六日午後五時迄組合陳列所に於て陳列し染業者に縱覽せしめたり兩日の參觀者多數にして盛會なりし

受賞者

△紋糊部

壹等賞	堀部真吉徒弟	塚田清吉
二等賞	田村松之助仝	田村清太郎
仝	芝竹次郎仝	岡本茂吉
仝	藤村藤七仝	和田清吉
仝	堀部真吉仝	磯崎與藏
三等賞	久保田久太郎仝	久保田喜平太
同	同	田谷ステ
同	同	田谷リカ
同	同	多谷ヤヤ

う當組合事務所に於て開催し堀田逸に石碑教諭の受持にて只來每木曜及土曜日毎に交代を以て講話せられ目下講習生は六十五名にして孰れも熱誠に聽講せり

○夜學開始　本會夜學校の結果直上問題等に付各部に於ては發表のこなく總會頗繁なりしため場所の關係上已むを得ず例年に比し開始期日を遲延ならしめたるも本月十日より組合事務所に於て開催之今年度に中組合員に甲組廿五名乙組八十名に及ひ就中組合員中なりと雖も尚ほ志願者あるときは半ばに入學を許す善ゆへ別に入學の手續きなく願せされは隨時當所へ申込むへし

○半紋區競技會　去十日組合事務所に於て本年秋冬向流行新色及半紋其他の競技會を開催したるに出品百餘點に上り審査員を金子染織學校長に托し審査員を荒川益太郎、宮本儀助細田合名會社、長谷川商店の四氏に托したり、本會出品は成績佳良なる渉なから審査の結果結局左の通り授賞し翌十一日午前九時より午後五時迄組合陳列館へ出し當業者一般の縱覽を許したるに仕入店の見賞者續々來觀あり何れも好評を得たり

授賞者

半紋流行新色

仝	二等賞	竹下雷次郎
仝	二等賞	高島金兵衛
仝	五等賞	磯邊利一
半紋流行模樣		
仝	參等賞	外山宗治
仝	參等賞	平井山松
仝	三等賞	平井包太郎
仝	三等賞	北川清吉
仝	仝	大久保信次郎
仝	仝	中西安次郎
半紋紅ナシ模樣		
仝	參等賞	大久保信次郎
仝	參等賞	矢野嘉三郎
仝	三等賞	平井包次郎
仝	三等賞	横江彌太郎
仝	仝	中西安次郎
仝	仝	加地熊次郎
同	同	田村龜次郎
同	同	隨意
仝	壹等賞	二等賞
仝	高島金兵衛	三等賞
仝	大久保信次郎	三等賞

仝　仝　仝　

京都染物同業組合月報

公示

公示第十五號

左記ノ者ハ後記者新ニ入組セリ此旨公示ス

大正四年六月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員大江寅吉殿弟　平林藤次郎
　　秋田豊治
　　井出貞造
　　木下保男
　　末太郎
全　上　徒　弟
全　上　徒　弟
浸漬部員谷富豊松殿弟
全　上　徒　弟

公示第十六號

左記ノモノ年期満了ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正四年六月廿一日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員中嶋真三郎殿弟　田中彌太郎
浸漬部員谷富豊松殿弟　山島喩次

公示第十七號

左記ノモノ示後組合員ニ於テ雇使スル事ヲ停止ス

大正四年六月廿一日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

洗色技部員岡崎栄次郎殿弟　小泉好親
全　上　徒　弟　白山真一

雑錄

○形彫部徒弟競技會　本月一日午前十時より形彫部第五回徒弟競技會褒賞授與式を擧行せり當日重なる來賓は香川本府商工課長、富田市勧業課長、三田村府縣、稲垣商業會議所副會頭並に藤井書記、染織學校々長金子篤壽氏、各新聞記者等なり、石田組長式辭を述へ金子審査長の審査報告あり市長代理富田市勧業課長の授賞、稲垣副會頭の賞金授與あり次て香川課長の告詞、市長告辭、會頭告辭、受賞者總代若林忠治の答辭あり午前十一時三十分式を了す出品は午後より翌二日午後五時迄陳列所に於て當業者の縱覧に供せり

審査報告

形彫部第五回徒弟競技會ヲ開催スルニ出品點數二百十點其成績頗ヤ佳良ナルモ優秀ノヤノ少ナキヲ恨ミトス面シテ之カ審査ヲ遂ケ友仙小紋更紗紋形等ノ四部ニ分チ褒賞スルモノ七十一名

内　譯

壹等賞　五名　貳等賞　十二名
參等賞　廿七名　褒　狀　廿七名

右授賞アランコトヲ申請ス

大正四年六月一日

審査長　金子篤壽

京都染物同業組合ハ茲ニ形彫部第五回徒弟競技會ヲ開催シ本日ヲ以テ褒賞授與式ヲ擧行セラル其斯業ノ進展ニ寄與スル所ノ勢果決シテ鮮少ナラス向ニ鑒賞ニ堪ヘサリ願フニ形彫ノ技ハ色染上最モ緊要ナル調節法ニシテ若シ其技拙ナランカ優秀ナル意匠図案モ之レカ爲メニ沒却セラレ色染ノ技巧亦遂ニ我ヒ

褒　狀

壹等賞　一人
二等賞　四人
三等賞　十二人
褒　狀　四十一人

□審査報告　井上嘉助外四十三人

紋模様柳置部ハ茲ニ第八回徒弟競技會ヲ開催スルニ出品總數三百六十點ニシテ成績稍ヤ佳良ノモノアリ嬰モ尚研鑽ノ餘地頗然タリ而シテ今之ヲ紋及模様ノ二部ニ分チ精確審査ノ結果褒賞スルコト左ノ如シ

△紋　部

壹等賞　一人
二等賞　四人
三等賞　十二人
褒　狀　四十一人

久保田レモ
宮本四郎
扇本新吉
岩井米吉
片山芳之助
清水豊吉
清水善七
木本久
柏下由太郎外四十人

全
全
全

同　本宗吉
長谷川芳蔵
村手義兼

賛　成　（友仙）

長谷川元次郎
井上善次郎
西村玉造
小林次良助
中路忠太郎
安田勝次郎
葛野幸次郎
見玉契石
大石久次郎
福井恒次郎
安井其次郎
早川鑄雄
森田清治
櫻井武正
加藤庄一
大島龍太郎
大隅竹次郎
久保哀治
長谷川音吉
千葉孝吉
若林治一
林岩吉
小枝吉野清三郎
仝　加茂健次郎
更紗　堀江利三郎
仝　本郷利吉
仝　矢部甚吉

○違反者處分　紫諸色染部は染工賃標準制定以來之れが實行に力めつゝありしが國ちす同部員藤田爲次が違反行爲あるを發見し同部の申合せ契約誠に依り處分したり尚本人は既に違約金の納附をなしたり

○申合契約違反處分

處分決定書

京都染物同業組合紫諸色部同業者代表者
申請人　紅谷安次郎
下京區西洞院錦小路下ル
被申請人　藤田爲次
右被申請人ハ紫諸色染部同業者ニ賃標準制定以來ノ申合ニ違反シ賃金ヲ不當ニ高値ニ受取リタルモノニシテ其ノ違反ノ事実ハ明カニ申請人ノ主張ニ相違ナキモノトス仍テ當組合ノ規則ニ照シ左ノ通リ處分ス

一金拾圓也

右ノ金額ハ被申請人ニ於テ即日申請人ニ交付スベシ

大正四年五月廿日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

○毛斯倫友仙區總會　當區は六月二日午後一時より組合事務所に於て總會を開き染料暴騰に際する廣巾友仙秋物染賃直上の件を附議せしに本日の出席者十六名にして評議の結果左の通り決議せり

一中一印一反　元壹圓七拾錢
七割上ケ一反貳圓七拾五錢
但し黒地、紅塊爽込倍額一反參圓四拾錢
一極一印一反　元　參　圓
七割上ケ一反五圓拾錢
但し黒地、紅塊爽込倍額一反六圓

○大典紀念博覽會　秋期開崎に於て開催せる同會規則は左の通りに就き出品希望者は此規則に依り當組合へ申込むべし

大典紀念京都博覽會規則

第一章　總則

第一條　本會ハ大典紀念京都博覽會ト稱ス

第二條　本會ノ會期ヲ大正四年十月一日ヨリ同年十二月十九日迄トシ會場ヲ京都市岡崎公園トス

第三條　本會ノ出品區域ハ京都市ヲ主トス

第四條　本會ハ出品ノ種類ヲ限定シ帝國領土内及租借地内生産品ノ陳列ヲ承認スルコトアルヘシ

第五條　本會ハ出品ノ保護ニ關シ相當ノ設備ヲ爲スヘシト雖モ之カ亡失毀損其他損害ニ對シ一切其ノ責ニ任セス

第六條　本則及之ニ關スル諸規則ニ依ル命令處分及取扱ニ關シ異議ヲ申立テ若ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第七條　本則及之ニ關スル諸規則命令等ニ基ク義務ヲ履行セサルトキハ本會ハ適宜ノ處分ヲ爲シ且之ニ要シタル費用ヲ徴收スヘシ

第二章　出品

第八條　出品ヲ類別シテ左ノ六部トス

（第一部及第三、第四、第五、第六、第七各部省略）

第二部　染織物

第一類　組織物、總織物、毛織物、麻織物
（紬織物、刺繍、紗通、紋綸）

第二類　染物（友仙、中形、更紗、紋付、無地、縮緬等）

第三類　染織物加工品（被服、蒲團、蚊帳等）

第四類　前條ノ出品ハ大正元年十月以後出品人所在ノ地ニ於テ加工、製作又ハ製造シ若ハ製造セシメタルモノニ限ル

官廳學校及公共團體ノ出品並參考品ノ出品ハ別ニ定ムル處ノ規程ニ依ル

第十條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ出品スルコトヲ得ス

一　他ノ博覽會共進會又ハ品評會ニ出品シ審査ヲ受タルモノ

二　風俗又ハ秩序ヲ紊リ若ハ衛生ヲ害スルノ虞アリト認ムルモノ

三　他ニ損害ヲ及ホシ若ハ公衆ニ危惧ノ感アリト認ムルモノ

（第十一條以下第十六條ハ第一部出品ニ關スル規定ニ付略ス）

第十七條　前條ノ承認ヲ受ケントスル者ハ大正四年七月十五日迄ニ出品ノ部類品名及建坪ヲ本會ニ申込ムヘシ

（第十一條以下第十六條ハ第一部出品ニ關スル規定ニ付略ス）

第十七條　出品ノ有無ニ拘ハラス出品人ハ其ノ使用スル建物ニ對シ火災保險ヲ付スルヲ要ス

（第十八條以下第十九條ハ第一部出品ニ關スル規定ニ付略ス）

第十八條　出品ノ有無ニ拘ハラス出品人ハ其ノ使用スル建物ニ對シ火災保險ヲ付スルヲ要ス

第十九條　第十五條、第十六條ノ賃貸料及第二十條ノ費用ハ其ノ承認ヲ與ヘタル日ヨリ七日以内ニ本會事務局ニ納付スヘシ

前項ノ期日内ニ其ノ納付ヲ爲サヽルトキハ承認ノ効力ヲ失フモノトス

第二十條　出品人ハ費用負担ニ於テ陳列、裝飾、看護及即賣調査等ノ勞務ヲ本會ニ依託スルコトヲ得

前項ノ承認ヲ受タル者ハ大正四年八月十五日迄ニ本會事務局ニ申請スヘシ

第二十一條　出品ハ出品人ノ住所氏名、番號、品名、數量、代價（金額ヲ記スヘシ）等ヲ記シタル出品札（第六號式）ヲ添附スヘシ但シ出品札用紙ハ本會ニ於テ之ヲ交付ス

第二十二條　出品ハ出品人ノ名義ニ於テ出品ヲ除ク外之ヲ即賣スルコトヲ得但シ審査ノ結果褒賞ヲ受クルモノハ本會事務局ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テハ即賣品ノ補充ヲ爲シ追加出品目録ヲ本會事務局ニ差出スヘシ

第二十三條　第一部出品ハ即賣約ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ代價百分ノ三十以上ヲ契約者ヨリ豫納セシメ出品ニ即賣約札（第七號式）ヲ貼附スヘシ

前項ノ賣約人ニ對シテハ本會ニ於テ賣約證ヲ交付シ即會後十日以内ニ殘額ヲ引換ニ出品ヲ交付スヘシ但シ賣約人期日内ニ代價ノ支拂ヲ爲サヽルトキハ賣約ヲ取消シ豫納金ハ本會ノ收得トス

第二十四條　即賣ノ賣約ハ賣約シタル出品ニ對シ手數料トシテ代價百分ノ五ヲ本會事務局ニ納付スヘシ

第二十五條　出品ハ出品人ノ責任ニ於テ運轉ニ要スル電動力ハ無料ニテ供給シ但シ使用時間ハ之ヲ制限スルコトヲ得ス

原軸ヲ使用シ又ハ使用ニ要スル支柱、滑車、調帶、電線等ノ設備ハ出品人ノ負擔トス

第二章　審査及褒賞

第二十六條　出品ハ審査ノ爲必要アルトキハ其ノ使用人ニ於テ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ其ノ入場ヲ差止メ又ハ退去ヲ命スルコトアルヘシ

第二十七條　出品物ニシテ腐敗融解等陳列ニ適セスト認ムルトキハ本會事務局ニ於テ撤去シ又ハ之ヲ撤去セシムルコトアルヘシ

第二十八條　他人出品物ノ陳列裝飾ニ妨害トナルヘキ設備ヲ爲スコトヲ得ス

第二十九條　陳列裝飾ノタメ陳列舘ノ壁面其他ノ構造ヲ使用シ工事ヲ爲サントスルトキハ本會事務局ノ承認ヲ受クヘシ

第三十條　本會事務局ニ於テ必要ト認ムルトキハ陳列裝飾又ハ陳列場所ノ變更增減ヲ命スルコトアルヘシ

第三十一條　本會事務局ノ命令又ハ承認シタル場合ノ外觀覽時間内ニ於テ陳列場所ヲ遮蔽スル等妨害トナルヘキ行爲ヲナスコトヲ得ス

第三十二條　出品人ハ其ノ陳列場所ニ於テ見本目録引札等ヲ無償ニテ觀覽人ニ配付スルコトヲ得

第三十三條　出品ハ即賣シタルモノノ外本會事務局ノ命令又ハ承認ニ依ルニアラサレハ閉會迄之ヲ搬出スルコトヲ得ス

第三十四條　出品人ハ陳列場所ヲ他人ニ讓渡又ハ貸與スルコトヲ得ス

第三十五條　出品ノ搬入及陳列ハ大正四年九月十五日ヨリ九月二十四日迄トス

前項ノ期間内ニ搬入及陳列ヲ終ラサルトキ又ハ終ルコト能ハサルモノト認ムルトキハ出品ノ承認ノ一部若ハ全部ヲ取消シ搬出ヲ命スルコトアルヘシ

第三十六條　第十六條ノ自費陳列棚、陳列臺及自費陳列舘ノ工事ハ大正四年八月三十一日迄ニ完成スヘシ

第三十七條　出品ハ閉會後十五日以内ニ建物及工作物ハ三十日以内ニ撤去シ之ヲ搬出シ土地ヲ原形ニ復セシムヘシ

前項期日内ニ撤去ヲナサヽルトキハ又ハ土地ヲ原形ニ復セサルトキハ本會ニ於テ執行シ其ノ費用ヲ徴收スヘシ

第三十八條　出品人ハ其ノ使用人ノ行爲ニ付其ノ責任ヲ負フモノトス

第三十九條　本會事務局ハ出品人又ハ其ノ使用人ニ於テ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ其ノ入場ヲ差止メ又ハ退去ヲ命スルコトアルヘシ

第四十條　出品ノ代價ヲ變更セムトスルトキハ本會事務局ニ申告シ出品札ヲ訂正スヘシ

第四十一條　出品ノ製造方法又ハ効用ヲ示ス爲會場内ニ於テ製造ナシシ之ヲ即賣シ又ハ無償配與セムトスル者ハ本會事務局ノ承認ヲ受クヘシ

第三章　審査及褒賞

第四十二條　各部出品ニ對シテハ（美術品、官廳學校及公共團體出品、參考品並特ニ審査ヲ要求セサルモノヲ除ク）總テ審査ヲ行フ

第四十三條　審査ノ爲必要アルトキハ出品ヲ同種ノモノヲ差出セシメ之ヲ破毀シ又ハ消耗スルコトアルヘシ

第四十四條　審査ノ爲必要アルトキハ出品ノ製造又ハ加工ヲ行フ場所ニ職員ヲ臨檢セシムルコトアルヘシ

第四十五條　審査ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十六條　審査ノ結果優秀ト認メタルモノニ對シテ左ノ區別ニ依リ褒賞ヲ授與ス

一　名譽大賞牌
二　金　牌
三　銀　牌
四　銅　牌
五　褒　狀

第四十七條　一人ニシテ數個ノ褒賞ヲ受クヘキトキハ賞牌ハ最高ノモノ一個ヲ授與シ其他ハ證狀ノミヲ授與ス

第四十八條　陳列者ハ裝飾ノ優秀ナルモノニ對シテハ褒狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第四十九條　出品ノ加工、製作又ハ製造ニ付其ノ技工設計又ハ考案ニ協力シタル者ニ對シ褒狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第五十條　本會ノ出品人ニ對シ記念狀ヲ授與ス

（第一號式）

出品申込書

一陳列間數
一出品種類

（第二號式）

出品目録

年　月　日　住所職業　氏名印

大典記念京都博覽會長法學博士井上密殿

部類	番號	品名	數量	代價	備考

備考　一各部類毎ニ別紙ニ記載スヘシ
一出品番號ハ各部類毎ニ附スヘシ
一品名ニ方言、譯名アルモノハ附記スヘシ
一數量ハ出品ニ對スル慣用ノ稱ヲ用ユヘシ
一容積ハ長サ何尺巾何尺厚何尺ト記スヘシ（曲尺）
一非賣品ハ備考欄ニ朱書スヘシ

（第三號式）

第一部出品目録

種類	住所	職業	出品人氏名	出品番號	品名	數量	容積	賣價	備考

（第四號式）

解說書（第一部ヲ除ク）

部類	番號	品名	出品人	住所職業	氏名

© Kyozomekai

製造地
製造地ノ府縣市郡町村名ヲ記シ特ニ製造場ヲ有スルトキハ其建坪機造等ヲ附記スヘシ

原料
製造ニ要スル原料ノ產地及品種ヲ記スヘシ

製造用品
機械器具其他製造ニ要スル用品ヲ記スヘシ

製造方法
製造ノ順序方法ヲ記シ尚自己ノ實驗、考案條等ニ由ルモノハ其旨ヲ記スヘシ

沿革
創業ノ年月日及其ノ後ニ於ケル事業ノ經過ヲ記スヘシ但シ別ニ沿革史ヲ添附スルモ妨ナシ

製造品ノ數量、價格及其ノ販路
出品物ト同一種ノ物品ヲ製造シタル年々ノ數量價格及其ノ販路ヲ記シ外國貿易品ニ在リテハ輸出先、輸出額ヲ附記スヘシ

効用
出品ノ主用及應用ヲ記スヘシ

(第五號式)

第一部出品解說書

番號	品名	人 品目	住所職業	氏名

材料及製作法
製造ニ要スル材料ノ品種及製作ノ順序方法ヲ記スヘシ

命題ノ說明
佛記、考證其他命題ノ由來ヲ記スヘシ

履歷
流派、師傅其他修業ノ履歷ヲ記スヘシ
前各項ノ外美術工藝品ニ在リテハ第四號式ノ一ヲ應用シ製造地効用、製造用品ニ關スル事ヲ記スヘシ

○染料交換事務　昨年以來染料の暴騰に伴ひ染料の購買上不便勘なからざる實況に鑑み當組合に於て染料交換の斡旋をなし甲乙相互間の使用原料にして過不足のため不便を感するものゝ調査をなし之れか中間に立ち原品交換の勞を採り其平均を得せしめんとするにありて之に關する御希望の向きは右に別し希望の向きは

○西陣陶織會と糸染業　頃日西陣織物業と當組合員との間に紛糾を生じつゝあるもの、如く誇大なる報道を爲すものあるも左程の大問題にあらざるなり成程糸經色染部員中陶織會に屬する染業者は一時休業をなすと同時に染屋に封印をなしたるは事實なり之れに對し陶織會なる織屋の團体は勝手に斯く當業者をして窮に至らしめたるものは全く染物同業組合及右糸染部の幹部が高壓的に當業者の釜に封印を施さしめたるものにて不當も甚しとて激怒し去る五日同會の總會に於ては染業者今回の處置は到に機業家を侮辱せるものにして相互間に何等の故障なく染業者の要求を容れ居れる向に對してまで一樣に休業を申込み來る抔横暴も甚しきものあり或は此間何等か複雜なる事情の經過せるものあるべければ一應此れを調査すると同時に一面染業者との交渉の任に當らしむべく調査委員を選定する等位程昂憤せしものゝ如き有様なりしも右は全く誤解に基く結果なりとす元來糸染部に屬する當業者は特に多量の染料を購入し置かざるべからざる事情あれば去る三月末始めて値上要求を爲すに方りて日々各購客に對しても染料基礎の折柄なればとて右の事情を詳細に陳述して諒實に此れが履行を計られたき旨を西陣組合に通じたる處同組合に於ても其意を亮とし先づ染織試驗場に於て染業者の要求せる標準價格の審究を行ひたる結果價格の上に於ては二錢乃至五錢方宛の相違はありたるも先づ大體に於て同組合は右標準價格を是認し機業家の各團体代表者會に於ても池田組長より承認の上其交渉は各自に於て行ふ事となりたるものなるが四月勅定の際に於ては少部分の人達は此れを承認せしも大部分は六掛乃至七掛の支拂をなすに過きず中には請求金額中へ内渡をなし置き染料價格下落の時を以て直切るへしとの内協議をなすものさへあると風聞せしを以て當業者は此れにては到底不引合なるを免れざればと五月勅定後より同盟休業の解散し易くなりたるも既に機業家の一少部分だにも要求を容れ居れるものある以上一齊に同盟休業を行ふが如きは道義を無視したる行爲なればとて組合には絶對に其不可なるを辨し糸染部員中にも此れが解決に努め一方一

に池田組長を訪ひ當局の苦情を縷述し何等か良策なきやに付懇談し池田組長も更に役員會を開き今一應組合員に說示する處あらんことを約されたる矢先陶織會に屬する糸染業者約三十名が同盟休業を行ふ事を申合はせ各自の誠意を表はさんがために交互に自他の釜に封印を施したるより忽ち組合等が此れを傷動し自ら手を下して封印をなせり抔の誤解を招くに至りしものなるが斯の如き次第にして組合若くは糸染部幹部に於て此れをなしたるが如き事は踏して無し然るに陶織會は組合書記の釜を見たり抔盲ひ捫らさるゝも右は曾て組合に使用せしものにて昨年末解雇せし長尾晴道事長尾勝太郎が糸染業個人の依頼を受けて此れに干與せしを依然組合事務員と思込み益に誤解を一層深くせしものと察せらる故に値上の要求に應せられざる向には休業の己むを得ざるものとするも既に應諾を與へ居れる向には共同工場を設けて些の不便ならを期したるものにして全般に亘つて斯る無謀なる舉に出しものにあらず只不幸にして陶織會に屬する染業者に依り斯くの如き誤解を招くに至りたるものなるが最早や封印は何れも撤去し結局休業は七日より九日に至る三日にして營業を繼續し陶織會に對しては意志の疎通を欠きたる點は辨明の上氷解せしめ相變らず取引を開始し居れる實況にして決して新聞に記載せる大問題にあらざるなり

試驗記事

僞麻の製法に就て

京都市立染織學校　色染部構

綿糸又は綿布に藥品を應用し恰も麻糸又は麻布の如き風味を與へ水洗するも其性質の消失することなく何時までもかゝる特性を保持せしめ麻の代用として夏時の衣類等に供用せらるゝものあり之れを稱して僞麻といふ

僞麻は其製法だに適當なれば適宜の硬味を與へ夏時の衣類は勿論麻を以てするを可とする各種の織物即ち紋織地、布圖地、疊織、其用途類る廣きものあるべし今之が製法を述べば次の如し

溶液を適量に吸收せしめ乾燥の後「フォルマリン」瓦斯を以て處理するか又は「フォルマリン」液中に通じ膠を凝固せしひるものなり

先づ水膠一斗
一二〇〇瓦　五〇〇〇匁
の溶液に木綿を浸して之れを吸收せしめ掛なく絞りて乾したる後一斗
水「フォルマリン」一〇〇〇瓦　四〇〇〇匁
の溶液中に凡そ十五分間浸漬し浸置き絞りて其のまゝ乾すべし

注意
一、多量の綿布に膠液を吸收せしむるには「ヂッカー」又は「バッケクマシーン」の如きものを用ふるを可とす又「フォルマリン」液に通ずるには「ヂッカー」の如きものを用ひ零き取りたる之を適當に「ロール」より零き出して其のまゝ乾すべし
二、次に注意を要すべき事は液に通じたる際綿布の組織の目を塞ぎ外見を害することあり之れを防ぐには試液に「ブラシ」又は「ロール」の間を通過せしめ然る後二本の「ブラシ」又は「ロール」にて絞りたる後二本の「ロール」の間を通過せしめ然る後乾すべし
三、次に膠液中に「フォルマリン」を直ちに混和し此中に綿糸又は綿布を通じ絞りて其のまゝ乾すも亦略々同樣の效を得れども此方法によるときは試液中にて膠の若干部は沈澱し此のもの繊維に附着せざるも外觀を害し且つ膠の無用の消費を免れざるものとす
四、又膠液に通じ乾すことなく直ちに「フォルマリン」液に通ずるも、かゝる工程によるときは「フォルマリン」液中に膠の一部分溶け込みて其のもの沈澱し溶液次第に濁り其の沈澱が繊維に附着するを以て前記同樣に外觀不良となるし而して此等の附着物は水洗するも除去されざるものなり
五、「フォルマリン」瓦斯は非常の刺激性を有し呼吸器並に眼を侵し特に眼に刺激すること甚しきを以て瓦斯狀のものを用ふるよりは前文記載の如く液狀の用ふるを可とす從て此操作は充分風通りの良き場所にてこれを爲すべく乾燥の如きも同樣屋外熱風の近時の逐減となるが如き所をつとめ選ぶを要すべし

備考　右標本は當部にあれば希望者は何時にても閲覽せられたし

前々號の人造染料鑑別法並に前號の「コンヅエルシヨン」捺染法は當部の投稿したるものなり

編輯兼發行人　高谷復次郎
印刷　森本文次郎
京都市染織學校内
京都市染織學校内
發行所　京都染物同業組合

京都染物同業組合月報

公示

公示第十八號

左記ノモノ職工名簿登載者ト認メ登記セリ此旨公示ス

大正四年七月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

湯屋千部員笠井　徒弟
仝　人　徒弟　廣江　かつ
仝　人　徒弟　竹内　ふじ
上畫部員仁村正郎徒弟　三浦良太郎
紋上畫部員高野儀助徒弟　市川甚次郎
絵打部員石井種一徒弟　里　正雄
仝　人　徒弟　黒田　菊藏
仝部員沓田忠二郎徒弟　篠田源五郎
仝部員南條松徒弟　坪根宇吉
仝部員田中安藏徒弟　本田長八
仝　人　徒弟　谷口周藏
仝部員山口榮蔵徒弟　柿田常造
仝　人　徒弟　澁本幸吉
仝部員森藤三郎徒弟　眞一
仝部員柳原市之助徒弟　山中藤吉
仝　人　徒弟　福田竹二郎
仝部員大野藤之助徒弟　中島政七
仝　人　徒弟　久保力藏
仝　人　徒弟　中村永一
仝岩崎孟い徒弟　加藤政江
仝　人　徒弟　村中　清
仝中村勘次郎徒弟　北島義三郎
仝　人　徒弟　川崎敏春
仝佐々木政郎徒弟　鳩坂順一
仝　人　徒弟　村田わさ
仝　人　徒弟　山中崇春
同森藤三郎職工　丸山勇次郎
同田中安藏職工　六十嵐三吉
同石井種吉職工　川中藤丸

公示第十九號

左記ノモノ年期滿了又ハ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正四年七月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

紋上畫部員羽田元三郎徒弟　西田豊藏
絵打部員新谷久藏徒弟　東吉藏
仝　人　徒弟　内田爲藏
仝部員安藤吉之助徒弟　佐野芳松
仝　人　徒弟　中川喜一郎
仝　人　徒弟　岡本茂一郎
仝部員伊田新二郎徒弟　川崎敏晴
仝部員佐々木政次郎徒弟　澤留三郎
仝　人　徒弟　森本由藏
仝　人　徒弟　坪根卯吉
仝　人　徒弟　秋吉十郎
仝部員篠村初太郎徒弟　畑中末次郎
仝　人　徒弟　乘地熊吉
仝　人　徒弟　藤井源兵衛
仝　人　徒弟　高橋權次郎

雜錄

○友仙部役員選擧　七月六日組合事務所に於て同部副部長並に絹布部幹事以下役員の選擧會を開きたるに改選の結果左の通當選せり
副部長　加藤哲之助
幹事　澤田忠吉

副幹事　加藤哲之助
會計役　竹中半次郎
仝　役　小林正太郎
仝　役　八木伊三郎
仝　役　北井峰吉
仝　役　沖野榮三郎
仝　役　中島眞三郎
仝　役　森田菊之助
仝　役　吉浪熊吉
仝　役　安田合名會社
仝　役　松岡健太郎
仝　役　北村重泰
仝　役　西村光吉
仝　役　初田秀三郎
仝　役　水谷利三郎

以上當選就任せられたるも副部長兼副幹事加藤哲之助氏は宿病篤へさるを以て或は辭任の申出であるも願られずと與會計上の引繼は既に其手續を了したる趣きなり

○綿布無地染同業者申合契約　現今の無地染同業者は從來各々諸種の異部に分屬せるを以て常に會合の機なく故に相互の意思疎通せず取引區々にして常に染價の競爭をなし爲めに粗染濫造の弊害を助長し前途思ふへき形勢なるを以て同業者總會を開き七月八日より九日に渉り兩日間組合事務所に於て會合し爾後一致の歩調を堅め染價競爭の弊害を矯正すると共に製染の改良に努力し斯業の發達を謀らんがため左記申合契約を締結し七月十日より實行する事とし宵木綿無地販賣業者へ交渉し商略上已むを得ざる次第なるべきも當業者をして工賃競爭を試みさす如き手段を採らず技術の競爭を爲す方針に據らしひべく決議し同業者は之を實行するの方法として左の契約書を作成せり

契約證

第一條　京都染物同業組合ニ屬スル綿布無地染同業者ハ大正四年七月九日審議協定ノ上此契約ヲナシ實行スルコトノ申合ヲナス

第二條　契約証ニ署名セシモノハ事業廢業ヲ証明スル迄合ノ外ハ除名スルヲ得ヲハ勿論本契約ニ依リ生スル義務ノ負担ヲ免ルヽヲ得ス

第三條　本証ノ契約者ハ大正四年七月十日ヨリ實行スヘキ染價ハ左ノ標準以上トス

並金巾及並羽二重類
一花色及活色染　一反ニ付　最低染價金拾七錢以上
一紺　色　染　一反ニ付　最低染價金拾壹錢以上
羽二重、ガス、其同木綿類
一花色染活色染　一反ニ付　最低染價金貳拾壹錢以上
一紺　色　染　一反ニ付　最低染價金四拾五錢以上
一瓦斯モス晒　金貳拾五錢以上
仝　金　九　錢以上
一仝　濃　色　仝　金拾七錢以上
一仝　紅　仝　金貳拾錢以上
一仝　仝　四拾八錢以上
一更紗下染　仝　金拾貳錢以上

第四條　前條ノ染價標準ヲ改正スル必要アルトキハ契約者總會ヲ開キ之ヲ決シ其決定事項ニ對シテハ欠席者ト雖モ異議ヲ申立テヂルモノトス

第五條　契約事項ニ違反スルモノアルトキハ總會ヲ開キ其處分法ヲ決議シ幹事之レカ處分ノ執行ヲナス

第六條　幹事トハ大正四年七月八日於京都染物同業組合事務所ニ開催セル總會ニテ選擧シタル河合忠次郎、横井安兵衛、清水藤三郎ノ三名トシ會議ノ召集及本契約ニ關スル庶般ノ事務ヲ處理セシム

第七條　契約者ヲ他ノ同業者ノ得意先ヲトセル注文ト新規染注文ノ取引ヲ開始セントスルトキハ前ノ出入者ニ交渉シ承諾書ヲ得ルニアラサレハ出入セサルモノトス

第八條　新規取引ヲ開始セントスルトキハ前出入者ト協定シ總テ其取引法ヲ同一ニシ單獨ノ

© Kyozomekai

行動ヲ採ルベカラス

第九條　契約者ハ名義ヲ他引又ハ他引ニ托シ染價ノ低減ヲナシ他ノ出入者ニ妨害ヲ與ヘ又ハ其注文主ノ注文ヲ奪フベカラス

第十條　違約者ニ對スル違約損害金ハ二種トス

即チ左ノ如シ

一機械染業者ノ違反者ニハ　金貳千圓

一簽染業者ノ違反者ニハ　金參百圓

以上金額ノ範圍ヲ以テ違反行爲ノ輕重ヲ論シ之ヲ科ス

第十一條　違反處分ノ決定通知ヲ受クタルトキハ一週間以内ニ幹事ヘ違約金ヲ提供スベシ若シ期日ヲ怠ルトキハ更ニ處分ヲ受クルモ異議ナキモノトス

第十二條　違約處分ニ係ル諸經費ハ違約者ノ負擔トシ指定ノ期日ニ納付スルモノトス

第十三條　違約損害金ハ幹事ニ於テ無行ヘ預ケ入レ將來上有益ト認ムル事業費ニ流用スルヲ得

第十四條　本規約ハ總會ニ於テ廢止ノ決議ヲナス迄其効力ヲ有ス

第十五條　契約者ハ本庭記載ノ各項ヲ承認シ之レカ實行ヲ期スルノ証トシテ署名捺印スルモノトス

大正四年七月九日

○湯屋斗部總會　七月九日午前九時より組合事務所に於て湯屋斗部定期總會を開き部長より本期に於ける概況を報告し正午十二時退散せり

○組練部總會　七月十一日午後四時より組合事務所に於て役員會を開き一、得意臺帳整理の件二、相出入に關する件等を決議し午後六時より引續き總會を開催し石役員會の決議を報告し午後九時半退散せり

○染料店の不正手段　西洞院四條下る杉江染物店にては去る四月大阪東區道修町舊原染料店より「ベンジパープリン」百斤入三樽の買入を約し一樽代金六百六拾圓とし荷著の上試驗後代金支拂の約定をなしたるに拘らず該商店荷物送附の手續をなすと同時に種々の口實の下に代金支拂の請求をなして止まざるを以て其の情を酌み取り敢へず五月二十日支拂の別定手形を渡し

品に疑はしき點あるを以て直ちに其旨通知すると同時に一方神戸染料會社に試驗を請ひたるに其結果彌よ其誠品にあらざるが確めたるに鑑き更らに不正品なるを以て引換へるか或は該品引取るかの斷議を試みたるも要領を得たる答辯を與へざるを以て更らに同業者小谷喜兵衛氏を出張せしめ交渉せしめたるも殆んど相手にせざる有樣にて手の附け樣もなきを以て歸京せし次第なりしか及て該店よりは左の如き注意書を送りたり

來る二十日貴宅渡り壹千九百八拾圓の貴殿振出約束手形は當地帝國商業銀行へ取立依頼仕候處同行より御地京都商工銀行へ取立委任したる由に付期日取立に參るならんと存候期日無相違御支拂相成度御如才は無之候へども萬一御不在又は其他の御事情あるとも期日御支拂無之場合は當方は御時強硬なる方法を以て手續に及候御懇意に類はしく平素の事にて如斯場合は互に大切なる信用云々も棄きを置くこと出來申さず候間其御積りにて相願度不幸にして如此場合に相成候共夫れは貴店の責に有之候へば決して當方を御侮み無之樣願度候也

肝心の當方の要求に對し何らの解決を與へざるのみならず反て斯かる誠意を欠きたる書面を發するに至れるものとす向手形支拂期日に至り該店員辻本茂なるもの來京手形引換へを過うたるを以て更らに其不正品なる旨を以て破約を斷行し漸くにして一樽丈けの引取りを承諾せしめ此上は止むなく代金の支拂をなすべく現金授受の手續をなしたるに本人は手形は受た商工銀行より受取り居らざるを以て手形は渡す能はざるも現金は受取證を以て引換へられたく請求せしゆへ成程手形は先きの通知に依るも銀行に存在するに相違なかるべしさすれば本人直接に請求するは理由なきものと始めて疑心を生したるを以て一先受渡の中止をなす旨告げたるに本人は始めて手形は自分に所有すとて取出したり染料に於て既に不正手段を弄し居るさへあるに又候所かる手段を弄する必要なきに拘はらず所有せる手形を謹藏し只一圓に現金の支拂を遁まるは不思議の行動として一層の注意を要したるを以て

とより思へされは直ちに告訴をなすへき旨を告けたりしに本人は閉口の狼狽の体にて只管其不正行爲を謝し始めて一樽の引取りを承諾し一樽分も約定價格より金五拾圓を引去り六百拾圓の支拂方を懇願しなるを以て取り敢へず其請ひを容れたるに本人は更に左の謝罪狀を寄れたるものなるが該染料を常組合試驗場に於て試驗せしに左の結果なりし

試驗成績

一赤色染料（ベンジパープリン四Bト稱ス）瓦本品は帶赤褐色の粉末にして「コンゴレッド」の色合に適當せるものとす

二本品中には黄色染料の配合せるを認む

三染色後の色合及濃度比較

本品を「ベンジパープリン」四B及「コンゴレッド」と其濃度及色合を比較するに「ベンジパープリン」四Bと殆んど同一に見ゆるも熟視するときは其色稍や屑し又「コンゴレッド」よりは其色鮮明なるも之れ黄色の配合ある結果とす

四該染品に對する反應

「ベンジパープリン」四Bと「コンゴレッド」との異なる點は「ベンジパープリン」四Bは苛性曹達に依り直に帶橙赤色に變じ同時に大ひなる沈澱物を生す「コンゴレッド」は苛性曹達に逢ふも何らの變化を生せず然るに本品は「ベンジパープリン」四Bに於ける反應を呈することなし

五今本品及「ベンジパープリン」四B又「コンゴレッド」の各同量を採り之れに十立方「センチメートル」の醋酸を五百立方「センチメートル」の水に加へ其の五百立方「センチメートル」を採りて之等の液に加ふるときは「ベンジパープリン」四Bは殆んど變化せさるも本品及「コンゴレッド」は直に暗紫色に變す

又十「パーセント」の硫酸を之等の液に滴下するときは「ベンジパープリン」四Bは暗灰色となるべし本品及「コンゴレッド」は暗青色となるべし更らに之等の液中へ稀薄の漂白粉を加ふるときは本品及「コンゴレッド」に

ン」四Bに依て生ずる沈澱の色合とは異なるも本品と「コンゴレッド」より生ずる沈澱の色合は同一なり

六一般酸に對する變化

「コンゴレッド」は「ベンジパープリン」四Bに比し一般酸に對して敏感なるも本品も亦「コンゴレッド」と同樣なる程度に於て感應するを見る

以上の簡易なる試驗方法に據るものと雖とも其生する結果に徴すれは決して「ベンジパープリン」四Bにあらすして「コンゴレッド」中へ黄色染料を混和せしものと認て誤りなかるべし

於是組合員は其買入品に對しては必ず試驗を要す然らされは不慮の損害を蒙るへきを注意す特に此際染料店の種買に信用あるものを撰ふも亦必要なるべし

○大典紀念會博覽會

申込みは既に七月十五日限りの〆切りなるも「だぼ〳〵」後れながら申込まるゝ組合員多し最早之に應する餘裕之れなくも千載一遇の博覽會なれば成るべく其希望を滿たさしむる相互に譲合はすへき方針を採り居るが今該事務所に於ても未だ確たる間數の割附はなしゝるを以て出品人の希望通りの割當を与り得るや否やは疑問なり何れにもせよ出品者は今日に於て準備をなし期日に後れさる樣注意せらるへく今回は例年の如く出品人思ひ〳〵の爲に組合は出品委員を設け一切之に出品陳列其他其爲に關する事務を嘱托すると雖とも出品委員長に金山春兵衛委員に福井栄太郎、森井喜代郎、小島福七、池田伊三郎、清水藤三郎の六氏なり尚各實業團体組合は京都出品協會を組織し各組合に於て採るべき事務以外の取扱をなし出品人に便宜を與ふる方法を採る事とせり

第一條　京都出品協會規則

京都出品協會は本邦ニ於ケル博覽會、共進會等ノ開設ニ關シ出品上ノ事務ヲ取扱ヒ出品人ノ便宜ヲ圖ルヲ以テ目的トス

時宜ニ依リ本協會主旨トナリ博覽、共進等ノ諸會ヲ開設スルコトアルヘシ

第二條　本會ハ京都出品協會ト稱シ之ヲ略スル

第三條　本會ノ事務所ハ京都商業會議所内ニ置ク

第四條　本會ハ京都市ニ於ケル各組合、團体ヲ以テ組織ス

第五條　本會ニ入會セントスル各組合、團体ハ其代表者ヲ定ノ本會ニ申込ムヘシ

代表者ヲ變更シントキハ直ニ通知スヘシ

第六條　本會ノ經費ハ各組合、團体ノ負擔トス

但シ經費ハ代表者總會ノ議決ヲ要ス

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク其任期ハ四ケ年トス

一會　長　名

一幹事長　名

一幹　事　名

一理　事　名

第八條　幹事ハ代表者總會ニ於テ代表者中ヨリ選擧シ幹事長ハ幹事中ヨリ選擧ス

會長ハ幹事會ニ於テ代表者中ヨリ推薦ス

第九條　本會役員ノ權限ハ左ノ如ク定ム

一　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

會長ハ代表者總會ノ議決ヲ經テ諸規程ナ設ケ實施スルコトヲ得

會長ハ理事ヲ委托シ事務員ヲ任免ス

一　幹事長ハ會務ヲ處理シ會ヲ承ケ會務ヲ處理シ會長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

一　幹事ハ幹事長補佐シ會務ヲ分掌ス

一　理事ハ幹事ノ指揮ヲ承ケ事務員ヲ督勵シ會務ヲ處理ス

第十條　代表者總會ハ本會ノ重大事件及ビ經費ノ收支豫算並ニ會費徴收法ヲ議決シ又ハ事業ノ報告ヲ受ケ決算ヲ承認ス

代表者總會ハ會長之ヲ招集ス

但シ代表者ノ三分之一以上ノ同意又ハ幹事會ノ議決ニ依リ理事ヲ會長ニ請求スルコトヲ得

第十一條　幹事會ハ會長之ヲ招集シ重要ナル會務ヲ評議ス

第十二條　本會ノ事務ヲ便ニセントスルトキハ代表者總會ノ議ヲ經テ

京都出品協會

京都出品協會

京都染物同業組合

京都刺繍同業組合

京都陶磁器商工同業組合

京都漆器同業組合

京都眉子圓眉同業組合

京都佛壇佛具商工同業組合

京人形内外玩具同業組合

京都糸物同業組合

京染呉服悉皆同業組合

京都小間物化粧品商工同業組合

京都西陣織物商組合

京都染呉服問屋商組合

呉服商組合

京都木綿商京盛會

京都濱綿商組合

呉服三奬會

京都鹿ノ子絞商組合

京都牛革商組合

京都精金會

京都文具商懇話會

京都菓子商組合

京都酒造組合

京都造醤油業組合

京都製物商組合

京都靴業組合

京都足袋業組合

京都泉廣商組合

京都漬物商組合

京都硝子商工組合

京都瓦工商業組合

五二會京都雑貨部

當組合に於ては染色に關する往昔よりの事績を知らんと欲し多年其材料の蒐集に力むと雖とも斯の種の書類に乏しく其目的を遂し難きも所くにして蒐め得たるものは本月より掲載するこゝせり若し組合員にして材料となるへきものは隨片と雖とも借り受けたき希望なれは星出せられたきものなり

○染色史

我邦衣服を染むること遥かに上世に起れることは彼の古事記上八千矛神の歌に如壇多麻能美豆那岐美那斯又倭通野耳倭阿波岐美那斯又倭

風多麻能倭那斯多流袁那倭能美波賀那倭能美波賀那倭能美波賀